

特定震災特例経営強化計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 11 条第 2 項)

平成 2 4 年 1 月



気仙沼信用金庫

目次

はじめに	1
1. 特定震災特例経営強化計画の実施期間	2
2. 経営指導契約の内容	2
(1) 契約期間	2
(2) 指導および助言	2
(3) 報告の提出	2
(4) モニタリング	3
3. 損害担保契約の内容	3
4. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当金庫が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	3
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当金庫が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方策	3
イ. 地域経済の現状	
ロ. 東日本大震災の影響	
ハ. 当金庫の基本的な取組姿勢	
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	8
イ. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策	
ロ. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制	
ハ. 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策	
(3) 被災者への信用供与の状況および被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	15
イ. 被災者への信用供与の状況	
ロ. 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	
(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	30
イ. 創業または新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策	
ロ. 経営に関する相談その他の取引先の企業(個人事業者を含む。)に対する支援に係る機能の強化のための方策	
ハ. 早期の事業再生に資する方策	
ニ. 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策	
ホ. その他の地域再生に資する方策	

5. 信金中央金庫に引受を求める優先出資に関する事項	38
(1) 優先出資の金額・内容	38
(2) 金額の算定根拠および当該自己資本の活用方法	39
イ. 必要資本額の根拠	
ロ. 当該自己資本の活用方針	
6. 剰余金の処分の方針	40
7. 財務内容の健全性および業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	40
(1) 経営管理に係る体制および今後の方針	40
(2) 業務執行に対する監査または監督の体制および今後の方針	41
(3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）および市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況ならびに今後の方針	42
イ. 信用リスク管理	
ロ. 市場リスク管理	
ハ. 流動性リスク管理	
ニ. オペレーショナルリスク管理	

はじめに

気仙沼信用金庫（以下「当金庫」という。）は、宮城県気仙沼市、南三陸町、岩手県陸前高田市、大船渡市を主な事業区域とする信用金庫として、大正15年の設立以来、地元中小企業および地域住民のための金融機関として、「共存同栄」を基本理念に掲げ、地域への貢献、盤石な経営基盤の構築による信頼性の向上と明るく風通しの良い職場づくりの実現に向けた方針を確立し、その実現に向けて邁進してまいりました。

そのような中、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災により、当金庫の事業区域は壊滅的な被害を受け、当金庫のお客様を含む多くの企業や商店が事業再開の目処の立たない状況に陥るとともに、地域住民も日常生活を維持することさえ困難な状況に置かれました。

当金庫は、被災されたお客様に対して、非常時払いや通帳・キャッシュカードの無償発行の対応を速やかに実施するとともに、避難されているお客様に対しては、信用金庫業界の協力により預金の代払いを実施いたしました。また、当金庫と与信取引のあるお客様に対しては、専用窓口や訪問活動を通じて積極的に相談に応じ、元金据置等の返済条件の見直しや緊急に必要な融資対応などに取り組んでまいりました。

なお、東日本大震災により、当金庫も被災し、被災直後は12店舗中10店舗の営業休止を余儀なくされましたが、被害が軽微にとどまった2店舗において、いち早く通常営業を行いました。また、近隣の信用金庫および信金中央金庫など信用金庫業界から、被災直後より現金手配など営業再開に向けた支援を受けるとともに、災害見舞金の贈呈、支援物資の寄贈など各種の支援をいただいた結果、平成23年12月末現在で5店舗の通常営業を行うなど、地域の復旧・復興に向けて積極的に取り組んでまいりました。

しかしながら、東日本大震災により、直接的または間接的に何らかの被害を受けたお客様に対する与信額は、当金庫の総与信の46%を占める状況にあるなど、現時点において復旧・復興の見通しを判断することは極めて困難な状況にあります。

このため、今後、当金庫が地域の中小企業および個人のお客様に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を提供し、地域の復旧・復興に向けて継続的に貢献していくためには十分な経営体力が必要となりますことから、当金庫は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）附則第11条第1項に規定する特定震災特例協同組織金融機関として資本支援を受けるべく、信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫を通じ、資本支援の要請を行うことといたしました。

今後、当金庫は、財務基盤の充実強化を図ることにより、被災したお客様への支援を通じ、地域の復旧・復興ならびに地域経済の活性化に向けた取組みに尽力してまいります。

1. 特定震災特例経営強化計画の実施期間

当金庫は、法附則第11条第1項第1号にもとづき、平成23年4月から平成28年3月までを計画期間とする特定震災特例経営強化計画（以下「経営強化計画」という。）を実施いたします。

なお、今後経営強化計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく信金中央金庫を通じて金融庁に報告いたします。

2. 経営指導契約の内容

当金庫は、法附則第11条第1項第2号にもとづき、以下の内容の経営指導契約を信金中央金庫と締結いたします。

(1) 契約期間

当該契約の締結日は法第26条にもとづき信金中央金庫が買取りを求める信託受益権にかかる当金庫が発行する優先出資の払込期日とし、期日は、法附則第16条第3項にもとづく経営が改善した旨の認定または法附則第17条第2項にもとづく事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定のいずれかを申請する日までとすることとしております。

(2) 指導および助言

当金庫は、経営指導契約にもとづき、信金中央金庫から、当金庫の被災債権の管理および回収に関する指導、その他当金庫の業務の改善のために必要な指導および助言を受け、当該指導および助言にもとづき適切に業務を実施することとしております。

(3) 報告の提出

当金庫は、経営指導契約にもとづき、信金中央金庫に対して、経営強化計画の実施状況および自らの業務、財産の状況に関する報告を、定期的に、または信金中央金庫からの求めに応じて、以下のとおり行います。なお、当金庫の経営に重大な影響を及ぼす事項が生じるおそれのあるときは、速やかに報告を行うこととしております。

- 特定震災特例経営強化計画履行状況報告（3月末基準、9月末基準）
- 被災債権の管理および回収等にかかる報告（6月末基準、12月末基準）
- 各期末における財務諸表等（3月末基準、9月末基準）
- その他業務および財産の状況にかかる報告（随時）

(4) モニタリング

当金庫は、経営指導契約にもとづき、経営強化計画の実施状況等に関して、信金中央金庫が実施するモニタリングを定期的に、または随時受けるとともに、必要な指導および助言を受けることとしております。

なお、当該モニタリングは、定期的に経営状況等にかかる資料を提出するオフサイト・モニタリングと、定期的に、または随時行われるヒアリングおよび被災債権にかかる状況等を確認するための貸出金実地調査のオンサイト・モニタリングにより構成され、当金庫は、当該モニタリングに協力してまいります。

3. 損害担保契約の内容

法附則第17条第2項にもとづく事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を受けた特別対象協同組織金融機関等は、被災債権の譲渡その他の処分について損害担保契約を締結した場合、法附則第19条第1項において、当該契約の履行により生ずる損失の一部を補填するための契約を締結することを、預金保険機構に対し申し込むことができるとされておりますが、当金庫は、現時点においては、被災債権の譲渡その他の処分にあたりまして、損害担保契約の締結を想定しておりません。

また、将来、締結の必要が生じるような状況となった場合には、被災債権の譲渡その他の処分の必要性や費用、契約内容等を慎重に検討し、関係機関等とも協議のうえ、対応してまいります。

4. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当金庫が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当金庫が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

イ. 地域経済の現状

当金庫の事業区域である三陸沿岸は、沈降地形のリアス式海岸となっており、海に面した平坦な土地に生活圏が形成され、水深の深い入り江が天然の良港となっており、漁業が盛んな地域です。沖合は黒潮と親潮がぶつかり合う良漁場で世界三大漁場のひとつ「三陸沖」として知られており、日本各地から漁船が集積し、漁業関連産業が地域を支えてきました。

当金庫の本店所在地である気仙沼市は、遠洋・沖合漁業の基地として栄え、主な産業である水産業、特に漁船漁業については、15年連続日本一の水揚げ高を誇るカツオや、マグロ・サンマを中心に225億円（平成22年）と全国有数の

水揚げ高を誇っております。（【図表 1】参照）

また、水産加工業においては、珍味・冷凍加工品などを製造しており、フカヒレ、ワカメ、ホヤ等を中心とした高いブランド力を有しております。

これら二つの産業への特化度合いは極めて高く、加えて、冷凍・冷蔵施設や製氷業・運送業などの関連産業も多いことから、そこで生み出される雇用と所得が需要源泉として地域経済を支えております。

しかしながら、漁船漁業は200海里や漁獲量の国際規制、輸入魚による魚価安等から減船を余儀なくされ、造船、機械、製氷冷蔵といった漁業関連産業も含めて深刻な影響を受け続けているほか、水産加工業においても生産額は減少に転じており、激化する地域間競争にも負けない高付加価値の創造を喫緊の課題として取組みを開始したところです。

なお、当金庫の気仙沼市における貸出金シェアは、26%（平成23年9月末現在）となっており、当金庫が、地元の中小企業等を中心とする地域経済において担っている責任は大きいものと認識しております。

【図表 1】

○ 平成 22 年の全国主要漁港水揚げ高

単位：トン・億円

数 量			金 額		
1	銚子	214,240	1	福岡	514
2	焼津	200,915	2	焼津	423
3	石巻	130,288	3	長崎	314
4	長崎	124,081	4	根室	291
5	松浦	123,793	5	三崎	290
6	八戸	119,478	6	銚子	253
7	境港	118,535	7	八戸	234
8	釧路	113,990	8	気仙沼	225
9	気仙沼	103,609	9	函館	188
10	枕崎	103,032	10	下関	185

※時事通信社資料より

ロ. 東日本大震災の影響

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、当金庫が主として事業展開する三陸沿岸地域においては、地域の社会インフラや立地企業、漁業などに甚大な被害を受け、地域経済に壊滅的な打撃を受けました。特に漁業関連においては、全ての漁業地区が被害を受け、同年7月現在で再開した経営体は8%にも達していません。（【図表 2】参照）

東日本大震災から10ヶ月が経過し、(独)中小企業基盤整備機構の提供する仮店舗を利用しての飲食・小売業には復活の兆しが見えてきたものの、地域経済を牽引してきた水産加工業については、未だ多くの企業が事業再開の目処も立たない状況にあります。こうした状況が続けば、ブランドの喪失や商機を逸することにもなり、また事業を再開した企業にとっても連鎖倒産などのリスクが高まってくるのが予想されます。さらには、地域における産業基盤および雇用基盤が喪失し、高齢化も相俟って地域経済全体の衰退を招きかねないことから、当金庫は、「東日本大震災復興支援特別融資」等の復興対応商品の提供、「三陸復興トモダチ基金」の活用等を通じて、地域の中小企業などへの復興支援を継続・強化していくことが必要であるものと認識しております。

【図表 2】 東日本大震災被災状況データ

○ 人的被害・住家被害

単位：人・世帯・棟

市区町村	人口 23年2月	人的被害		世帯数 23年2月	住家被害	
		死亡	行方不明		全・半壊	一部破損
気仙沼市	74,237	1,028	367	26,601	10,958	3,633
南三陸町	17,666	564	333	5,362	3,299	1,180
大船渡市	40,738	339	98	14,814	3,629	調査中
陸前高田市	24,246	1,554	303	8,086	3,341	27

※各県HP、消防庁災害対策本部統計データ(平成23年11月11日現在)より

○ 浸水地域における人口・世帯

単位：km²・人・世帯

市区町村	可住地面積 21年	浸水範囲面積 23年	推定浸水域に おける人口	推定浸水域に おける世帯数
気仙沼市	93	18	40,331	13,974
74cm				
南三陸町	37	10	14,381	4,375
69cm				
大船渡市	59	8	19,073	6,957
73cm				
陸前高田市	45	13	16,640	5,592
84cm				

※総務省統計データより：浸水範囲面積は、国土地理院公表(平成23年4月18日)。
推定浸水域における人口・世帯数は、総務省統計局公表(平成23年4月25日)。

○ 浸水地域における事業所数・従業者数

単位：所・人・%

市区町村	当該市区町村の 事業所・従業者数(A)		浸水地域における 事業所・従業者数(B)		(B)/(A)	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
気仙沼市	4,102	30,232	3,314	25,236	80.8	83.5
南三陸町	902	6,349	887	6,256	98.3	98.5
大船渡市	2,734	19,580	2,211	15,436	80.9	78.8
陸前高田市	1,283	7,740	1,280	7,688	99.8	99.3

※総務省統計局（国勢調査速報集計平成22年10月1日現在）および平成21年経済センサス－基礎調査にかかる特別集計（平成23年6月15日公表）より

○ 農林水産業関連の被災状況

農林水産業関係 被害の規模	宮城県		岩手県	
		12,647 億円		4,691 億円
農業関連被害	4,525 億円		546 億円	
被災農地	317 箇所	2,769 億円	13,321 箇所	226 億円
被災農業用施設	2,994 箇所	1,489 億円	3,644 箇所	309 億円
被災農村生活施設	102 箇所	267 億円	41 箇所	10 億円
林野関連被害	1,047 億円		285 億円	
林地荒廃	103 箇所	83 億円	35 箇所	7 億円
森林被害	220ha	1 億円	707ha	5 億円
施設関連 治山・林道・流通・特用	751 箇所	962 億円	793 箇所	272 億円
水産関連被害	7,075 億円		3,860 億円	
被災漁船	12,029 隻	1,160 億円	13,271 隻	338 億円
漁港施設	142 漁港	4,242 億円	108 漁港	2,859 億円
市場・荷さばき所	10 市場	105 億円	13 市場	142 億円
養殖施設	—	487 億円	—	130 億円
加工施設	439 施設	1,081 億円	178 施設	391 億円

※農林水産省 東日本大震災と農林水産業基礎統計データ（平成23年12月27日更新版）より農作物被害および養殖物被害額を除く。

○ 漁業関連被災状況

単位：先・%

市区町村	被災漁業 経営体数(A)	各県内被災漁業 経営体数に占め る割合	再開できた	
			経営体数(B)	被災漁業経営体 数に占める再開 割合(B)/(A)
気仙沼市	940	23.6	110	11.7
南三陸町	630	15.8	0	0.0
大船渡市	880	17.3	110	12.5
陸前高田市	490	9.6	10	2.0
合計	2,940	32.3	230	7.8

※農林水産省 東日本大震災による漁業経営体の被災・経営再開状況（平成23年7月11日現在）より

○ 気仙沼市の津波浸水地域における被災産業売上高

単位：億円・%

	被災産業売上高	
		構成比
一次産業	177	7.6
製造業	529	22.8
建設業	124	5.3
卸・小売業	1,031	44.4
不動産業	7	0.3
運輸業	53	2.3
サービス業ほか	403	17.3
合計	2,324	100.0

※東京商工リサーチ東北支社資料より（平成23年4月末現在）

ハ. 当金庫の基本的な取組姿勢

当金庫は、基本理念である、地域との「共存同栄」にもとづき、金融の円滑化やお客様の経営支援、地域住民の生活安定に寄与することが、被災地に本店を構える金融機関としての社会的、公共的使命であることを強く認識しております。

このため、当金庫は、「地域の繁栄なくして金庫の繁栄なし」をモットーに、被災された方々をはじめとして、当地域のために、的確なニーズの把握による施策の策定と、きめ細かなサービスの実施、盤石な経営基盤の確保、内部管理態勢や法令等遵守態勢の充実を図り、より一層信頼される金庫となって、一日も早い地域の復旧・復興に向け、役職員全員一丸となり邁進する所存であります。

被災されたお客様に対しては、当金庫職員による訪問活動等を通じた相談機能

の強化により、同じ地元住民として真摯に向き合い、震災対応商品の提供や融資条件の弾力化等による信用供与の円滑化に取り組んでまいります。

併せて、当金庫は、店舗網の整備による金融仲介機能の提供や、販路拡大に向けたビジネスマッチングイベントへの参画、二重ローン問題対応や事業再生にかかる各種支援の提供等を通じた復興支援に努めるとともに、地域コミュニティの形成支援等を通じた地域活性化についても、積極的に取り組んでまいります。

なお、当金庫単独で困難な取組みについては、信金中央金庫および(社)全国信用金庫協会との連携をより強固にして、信用金庫業界のネットワークを有効活用し、業界の総合力を一層発揮することを目指します。

また、地域においても、地方自治体、商工会議所・商工会との連携はもちろんのこと、地域再生・活性化に携わる市民等やNGO・NPOとの協働も視野に入れながら、地域の復旧・復興を全力で支援してまいります。

(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

イ. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

(イ) 本部と営業店の連携による相談機能の強化

【本部の関与による相談機能の強化】

これまでも当金庫は、審査課・管理課に設置している「企業支援グループ」において、お客様からのご相談を受け付け、各営業店および本部関連各課と連携して解決に当たってまいりました。

今後は、復興計画の進展に伴い事業者ニーズは変化していくことが予想されます。よって事業者のニーズを的確に把握し、抱える固有の課題に迅速に対応できるよう、平成24年3月を目処に「復興支援課」を新設し、地域復興に資する施策に取り組んでまいります。

復興支援課は、復興に資する取組みにかかる統括部署としての役割を担うとともに、公的補助制度や地方自治体における復興施策、復興特区にかかる情報提供をするなど、営業店と連携を図りながら、被災されたお客様のご相談にも対応してまいります。

【営業店における相談機能の強化】

これまでも当金庫は、地域経済の活性化・企業再生のために、「人：地：機」といった濃密な縁を意識し、お客様からのご相談に真摯に応じてまいりました。

東日本大震災以降は、お客様からのご相談の増加をふまえ、平成23年3月下旬に、南支店に「災害復興相談窓口」を設置し、営業休止店舗の店長・融資担当者を配置するとともに、融資担当役員および審査課長の常駐により、被災者の不安を軽減すべくスピード感をもって相談に対応してまいりました。

加えて、平成23年4月より上記南支店のほか2店舗においても「災害復興相談窓口」を設け、相談受付体制を強化しております。

【災害復興相談窓口の概要】

「災害復興相談窓口」 ※南支店および盛支店は「融資相談ブース」を併設

1. 南支店 (所在地) 宮城県気仙沼市田谷12-1
(電話) 0226-23-6330
(FAX) 0226-22-6829
2. 津谷支店 (所在地) 宮城県気仙沼市本吉町津谷新明戸190-1
(電話) 0226-42-2666
(FAX) 0226-42-2643
3. 盛支店 (所在地) 岩手県大船渡市盛町字内の目1-11
(電話) 0192-27-4131
(FAX) 0192-27-8145

各窓口受付時間： 9：00～17：00

また、営業中の他の2店舗でも、既存の「返済方法・返済金額変更等相談窓口」において、窓口営業時間外である17時まで相談を受け付けております。

この結果、平成23年11月末までに、計2,004件の融資に関する相談をいただいております。(【図表3】参照)

営業店に対しては、改めて真摯な相談対応を指示しておりますが、今後も、お客様からのご相談にあたっては、部門間連携による課題認識の共有化を図りながら金庫を挙げて対応することとし、支援部署との同行訪問や休日対応も検討のうえ、より多くのお客様のご相談に対応してまいります。

【図表3】

○ 東日本大震災後の融資相談件数実績（平成23年11月末現在） 単位:件数

対象地域	3月	4月～6月	7月～9月	10月～11月	合計
気仙沼市	48	734	457	246	1,485
南三陸町	0	104	65	20	189
陸前高田市	0	5	46	23	74
大船渡市	11	104	87	54	256
合計	59	947	655	343	2,004

(ロ) 新規融資および融資条件の弾力化

当金庫は、東日本大震災により被災したお客様からのご相談に応じるべく、いち早く相談受付体制を整備の上、返済条件の変更など柔軟に対応してまいりました。

具体的には、営業店エリアを超えた被災者からのさまざまな相談にも対応できるよう平成23年3月に南支店、同年4月に盛支店に「融資相談ブース」を設置するなどして、同年11月末までに593先、989件の返済猶予や条件変更に応じており、被災者の現状に寄り添った対応に努めております。

同年6月には、営業休止店舗の店長6名および役席者6名による「災害復興支援チーム」を編成し、休止店舗の担当地区を中心に事業主等の死亡やけが、本社・工場・設備・在庫等の損壊状況といった「直接被害」のほか、仕入先・販売先の被災や東日本大震災による売上減少などの「間接被害」の状況把握に努め、返済条件の変更や新規融資の相談に対応してまいりました。

同年8月には、未だインフラが復旧途上にある大島地区および唐桑地区についても渉外担当者4名による「大島地区・唐桑地区特別チーム」を編成し、同様の活動を継続して実施してまいりました。

また、平成22年10月に設置した「法人営業推進チーム」等も活用し、平成23年11月末までに延べ1,833先のお客様のもとへ直接出向くことでお客様の利便性の向上に努めながらさまざまな相談に対応し、返済条件の変更や新規融資に応じてまいりました。(【図表4】参照)

復旧・復興に向けて事業意欲のあるお客様に対しては、担保・保証人の取扱いや返済期限など融資条件を弾力的に取り扱うこととし、プロパーでの「東日本大震災復興支援特別融資」、信用保証協会の各種「特別融資制度」等を積極的に活用し、円滑な資金供給に努めております。

また、今後も復旧・復興に向けて、お客様からのご相談に真摯に対応してまいりたいと考えており、お客様の状況に応じて、金利や返済期間なども弾力的に取り扱うべく、無担保・無保証ローンの拡充や個人向けローン商品の見直しなどを検討してまいります。

加えて、そうしたお客様からのご相談に対する対応を強化するため、信金中央金庫、(独)中小企業基盤整備機構が開催する研修の受講や、内部トレーニー制度による増員などを通じ、審査担当職員の増強およびスキルアップを図ってまいります。

被災債権の管理・回収につきましては、東日本大震災からの復旧・復興に向けて、信金中央金庫からの指導・助言を受けながら、お客様のおかれた状況や返済能力を勘案し、条件変更・代位弁済等も視野に入れた、適切な管理・回収を図ってまいります。さらに、二重ローン問題の解決に資する施策などについて

は、中小企業再生支援協議会等の利用などを検討してまいりたいと考えております。

【図表 4】

○ 訪問先数実績（平成 23 年 11 月末現在）

単位：先数

災害復興支援チーム	大島地区・唐桑地区 特別チーム	法人営業推進チーム	計
601	344	888	1,833

(ハ) 人材の戦略的な育成・活用

地域金融機関としての当金庫が有する強み、優位性として、地域の中小企業などに関して蓄積してきた定性情報や密度の高い営業チャネル、地域に対する共助の意識が高い役職員を活用できる点があります。

この優位性を高め、東日本大震災からの復旧・復興の支援に向けたさまざまな取組みを進めていくためには、金融知識のみならず、中小企業の課題を理解する能力、それを解決するための情報やスキル、地域のさまざまな機関等との連携を図る「つなぐ力」などをフル活用して、クレジット・スコアリングなどの手法とは対極にある地域固有の情報を活かした、課題解決型金融サービスを提供できる人材の長期的かつ組織的な育成・活用が不可欠であると考えております。

当金庫は、従来より、OJTや外部研修の受講を通じて、融資スキルの向上を図ってきたところですが、平成23年度からは、新たな取組みとして、融資経験の浅い若手および中堅の営業店職員を対象に、集中的な融資基礎講座を開始しております。今後は、当該カリキュラムを終了した職員の融資担当者・渉外担当者への配置を進め、現担当者の事務フォローを行うことで、実践に即した育成とします。

また、新設する復興支援課との協働化を継続して実施することにより、計数分析に偏らない総合診断能力の醸成を図り、課題解決型金融サービスの実現に向けた人材の育成を図ります。

ロ. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

経営強化計画につきましては、P D C A（Plan→Do→Check→Action）サイクルを用いた施策の実行を図ってまいります。（【図表 5】参照）

経営強化計画の進捗管理については、復興支援課を統括部署とし、原則として毎月、本部関連部署や営業店が参加する「復興支援会議」において、実施状況を報告し、部門間の連携強化を図るとともに、判明した課題については、担当部門等に対し、要因

分析および対応策の検討を指示します。

また、復興支援課は、原則として毎月、常勤理事会に実施状況の報告を行うとともに、常勤理事会からの指示事項を担当部門等に通知し、着実な履行を図ってまいります。

常勤理事会は、実施状況の確認とその評価を実施するとともに、進捗が捗々しくない場合はその要因の分析と対応策の実施を、復興支援課に指示いたします。

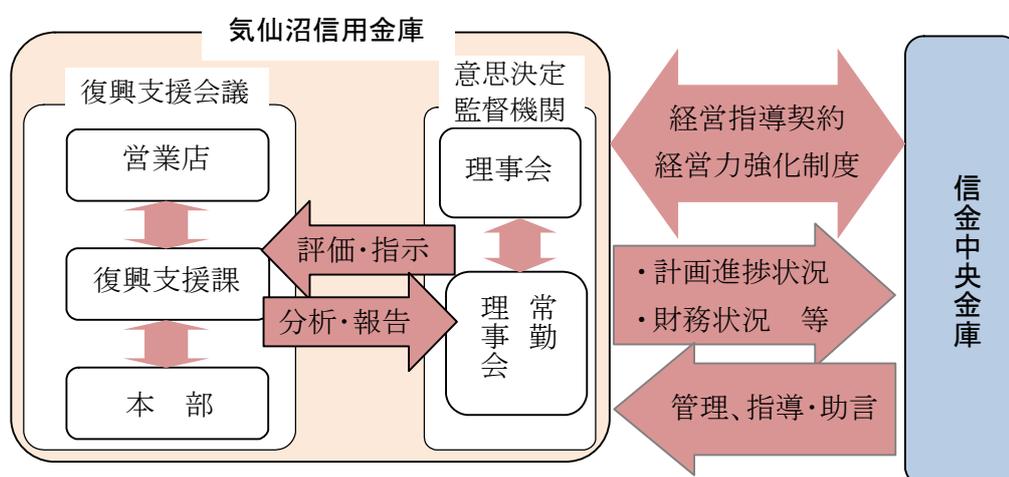
理事会は、四半期毎に、経営強化計画の実施状況にかかる報告を受け、計画の実施状況を管理してまいります。

また、当金庫は、前述のとおり、今般の資本増強にあたり信金中央金庫との間で、経営指導契約を締結することとしております。当金庫は、経営指導契約にもとづき、経営強化計画の実施状況や当金庫の財務の状況等を信金中央金庫に報告したうえで、被災債権の管理・回収をはじめとした、経営強化計画の実施に資する指導および助言を、信金中央金庫から必要に応じて受けることとなります。

以上のとおり、経営強化計画の実施状況につきましては、当金庫内部での検証に加え、外部からも検証・指導を受けることにより、積極的な取組みを促す体制となっております。

【図表 5】

○ 経営強化計画の実施管理にかかるイメージ図



ハ. 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策

(イ) 無担保・無保証ローンの推進

当金庫は、従来、担保・保証による過大な負担が事業の妨げとなることのないよう、保証会社と提携した個人事業者向け「スモール・ビジネスローン」を提

供してまいりました。

東日本大震災以降は、地震および津波により動産・不動産の滅失が発生したことから、担保または保証に過度に依存しない融資へのニーズは、より一層高まっていると認識しております。幸い当金庫には長期取引の中で培ってきた事業に対する理解や、信頼関係にもとづき築かれた安定的な取引関係があることから、今後、円滑な資金供給に向け、商品性の見直しを進めながら、引き続き無担保・無保証ローン商品を提供・推進してまいります。

(ロ) プロパー融資対応による融資条件の緩和

上記(イ)での無担保・無保証ローンは、保証会社による保証を付した商品ですが、被災状況により保証会社による審査・承認が通らないお客様もいらっしゃることから、そういったお客様に対しても、研修等を通じた職員のスキルアップや訪問活動により収集したお客様の情報等を活かし、事業の見通し、経営手腕、地域における事業の必要性などをふまえた、適切な審査を実施したうえで、ローン商品を提供してまいりたいと考えております。

例えば、漁業経営体および養殖経営体において、事業が再開できない理由として、「漁船や漁具の確保ができない」・「漁港の環境が整わない」等のハード面に次いで、資金面の不安を挙げている割合が多くなっております。お客様の声に耳を傾けると、事業継続への不安もさることながら、担保物件滅失や保証能力低下、事業再開当初の収益力低下を懸念することにより、資金調達面での不安が生じている様子もうかがえます。【図表6】参照

このような不安を取り除くためにも、既存の無担保・無保証ローン「SDB太鼓判」の融資対象格付基準の緩和、「アパートローン」の償還期間延長の見直しを行うほか、東日本大震災後、新たに開発・提供した「東日本大震災復興支援特別融資」、「事業者災害復旧支援融資」、「三陸復興トモダチ基金」による利子補給型商品「地域力」の積極的な活用や返済方法を多様化させるなど、お客様の現況をふまえた商品設計を進めてまいります。

【図表6】

○ 漁業経営体における再開できない理由

単位：%

理由		漁船や漁具の確保ができない	漁港の環境が整わない	海中のガレキ等により操業できない	資金面の不安により再開できない	その他(病気やけが等)
経営体	漁業 岩手	81.8	42.3	26.2	33.9	14.1
	宮城	91.6	88.1	54.8	78.2	8.8

○ 養殖経営体における再開できない理由

単位：%

理由 経営体	漁漁 漁確 確で い	船 具 保 き	や の が な	養 殖 施 設 保 き	殖 の が 不 い	施 確 で	稚 貝 ・ 稚 魚 保 が き な い	稚 魚 保 が き な い	漁 環 整 い	港 境 わ	の が な	海 ガ 等 り で い	中 レ に 操 き	の キ よ 業 な	資 の に 再 き	金 不 よ 開 な い	面 安 り で	そ の 他 (病 気 や け が 等)
養	岩手	87.0	57.9	17.9	42.0	7.4	20.2	6.9										
殖	宮城	87.9	86.7	23.5	83.9	72.7	73.6	9.8										

※農林水産省 東日本大震災による漁業経営体の被災・経営再開状況（平成 23 年 7 月 11 日現在）より

(ハ) ABLの取扱い

当金庫は、これまで信用保証協会の提供する「流動資産担保融資保証制度」を活用したABL（Asset Based Lending：流動資産担保融資）に取り組んでまいりました。

今後においても、お客様の営業の正常化が進んでいく中で、売掛債権や棚卸資産などの流動資産の回復も予想されるところであり、かつ、資金調達金額の増加、期間の長期化などのニーズの広がりも考えられることから、多様な資金調達方法を提供していくことが、地域の金融円滑化に資すると考えております。

このため、流動資産担保融資保証制度を活用した融資をはじめとするABLの取扱いについて、お客様のニーズをふまえながら、検討してまいります。

(二) 保証協会および政府系金融機関等の公的支援制度を活用した融資商品の提供

東日本大震災による被害により、これまでお客様から提供いただいた担保等についても価値の低下が見込まれますが、保証協会保証による制度融資の活用や日本政策金融公庫等との協調融資といった公的な支援制度の活用により、お客様の負担軽減を図ってまいります。（【図表 7】参照）

【図表 7】

○ 政府系金融機関との協調融資（平成 23 年 11 月末現在） 単位：件、百万円

取組実績		当金庫	商工組合 中央金庫	日本政策 金融公庫	
件	数	4	4	2	4
金	額	1,575	680	180	715

○ 東日本大震災関連の制度融資・プロパー商品一覧（平成23年12月末現在）

資金使途	制度融資名	プロパー商品名
地震・津波の直接被害者が復旧・再建に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災復興緊急保証 ・ 災害関連保証 ・ 災害復興資金 ・ 経営安定資金 (災害復旧対策資金・東日本大震災災害対策枠) ・ 経営安定資金 (みやぎ中小企業復興特別資金) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災復興支援特別融資 ・ SDB太鼓判 ・ 地域力 ・ 事業者災害復旧支援融資
地震・津波の間接被害者が当面の運転資金を要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災復興緊急保証 ・ 経営安定資金 (災害復旧対策資金・東日本大震災災害対策枠) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災復興支援特別融資 ・ SDB太鼓判 ・ 事業者災害復旧支援融資 ・ 地域力

(3) 被災者への信用供与の状況および被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

イ. 被災者への信用供与の状況

(イ) 被災状況にかかる調査の実施

当金庫は、上記(2)イ.(ロ)のとおり、東日本大震災発生以降、既存の「法人営業推進チーム」、平成23年6月に編成した「災害復興支援チーム」、同年8月に編成した「大島地区・唐桑地区特別チーム」および営業店職員の連携により、被災したお客様を直接訪問のうえ面談するなど、被災地に本店を構える金融機関として、被災者の視点に立った被災状況調査を行ってまいりました。なお、上記3チームによる訪問先数は、同年11月末現在で延べ1,833先を上ります。

当該調査においては、今後の被災者支援につなげるべく、廃業や代表者等の死亡、建物の損壊、棚卸資産の喪失といった直接的な被害に加え、販路縮小や風評による売上高の大幅な減少、給与所得の減少といった間接的な被害をも含めた、お客様の状況把握に努めております。

当金庫は、継続的に情報収集を行っておりますが、平成23年9月から同年10月にかけて実施した与信先（地公体等を除く）の被災状況調査では、東日本大震災以降の延滞発生先および条件緩和先、ならびに事業性ローンのうち与信残高10百万円以上の先および住宅ローンの全先を抽出対象といたしました。（調査対象金額33,777百万円、地公体等を除く総与信残高の88.11%）
【図表8】参照

【図表 8】

○ 当金庫被災債権の調査実施状況

単位：先、百万円

	総与信(除く地公体等)		調査先数		調査債権額	
	先数	債権額		構成比		構成比
事業性ローン	863	27,387	466	54.00%	26,371	96.29%
住宅ローン等	5,892	10,946	1,203	20.42%	7,406	67.66%
合計	6,755	38,333	1,669	24.71%	33,777	88.11%

(ロ) 被災状況にかかる調査結果

上記(イ)後段の平成23年9月から10月にかけて実施した与信先の被災状況調査結果によれば、当金庫が保有する貸出債権の被害は、980先(総与信に占める割合14.49%)、210億円(同46.66%)に上ることが判明しております。

このうち東日本大震災以降の延滞発生先は、事業性ローンと住宅ローン等(含む消費者ローン等)を合わせ268先(総与信に占める割合3.96%)、31億円(同6.88%)、一時的な返済猶予や条件変更の条件緩和に応じた先は428先(同6.33%)、96億円(同21.48%)となっております。さらに、これらに該当しない先で、主要な建物・設備、住居の全半壊、売上げ・収入の大幅な減少など、事業や生活に大きな影響を受けた先は、284先(同4.20%)、82億円(同18.29%)となっております。(【図表9】参照)

なお、これらの被災したお客様においては、営業継続・再開等により復旧・復興に向けて現在意欲的に取り組まれている先を含み、かつ優良担保・保証による保全等により、新たな損失の発生する可能性が低いと考えられる先も含んでおります。ただし、東日本大震災以降の地域経済の停滞によって、将来不良債権化するおそれのある先も内包しているものと考えられ、今後の影響は見通し難い状況にあることから、引き続き状況把握に努めてまいります。

【図表 9】

○ 当金庫被災債権の状況

単位：先、百万円

	先数	構成比	金額	
				構成比
被害あり a	980	14.49%	21,051	46.66%
延滞先 (注1)	268	3.96%	3,106	6.88%
事業性ローン	51	0.75%	2,762	6.12%
住宅ローン等	217	3.21%	343	0.76%
条件緩和先 (注2)	428	6.33%	9,692	21.48%
事業性ローン	166	2.45%	8,266	18.32%
住宅ローン等	262	3.87%	1,425	3.16%
その他	284	4.20%	8,253	18.29%
うち建物・店舗、住居の 全半壊等	216	3.19%	6,172	13.91%
事業性ローン	80	1.18%	5,907	13.09%
住宅ローン等	156	2.31%	1,205	2.67%
うち建物・店舗、住居の 一部損壊等	10	0.14%	291	0.62%
事業性ローン	8	0.12%	256	0.57%
住宅ローン等	2	0.03%	16	0.04%
うち売上高、収入の 大幅な減収等	40	0.55%	1,136	2.47%
事業性ローン	4	0.06%	512	1.13%
住宅ローン等	34	0.50%	357	0.79%
(資金用途別計)	998	14.37%	26,422	57.14%
事業性ローン	309	4.57%	17,703	39.24%
住宅ローン等	671	9.92%	3,346	7.42%
被害なし b	689	10.19%	12,726	28.21%
合計 (調査対象先) c = a + b	1,669	24.67%	33,777	74.87%
総与信	6,764	100.00%	45,115	100.00%

(注1) 東日本大震災以降、延滞が発生した先

(注2) 東日本大震災以降、返済条件等に係る条件変更に対応した先 (約定弁済一時停止先を含む)

(ハ) 被災者への信用供与の状況

当金庫は、東日本大震災以降、かかる甚大な被災状況をふまえ、一刻も早く地域のお客様と復旧・復興に向けた一步を踏み出すべく、被災債権の約定弁済の一時停止をはじめとする条件変更に対応するとともに、新規融資にも積極的に取り組んでおります。

東日本大震災の発生後における約定弁済の一時停止実績は、ピーク時の平成23年6月末には386先、10,262百万円に上っており、こうした約定弁済の一時停止を行ったお客様に対し、お客様の状況に応じた条件変更の手続きを進めた結果、同年11月末までに正式に条件変更契約を締結した実績は、累計で223先、4,069百万円 (うち事業性ローン58先、3,443百万円、住宅ローン等165先、626百万円) となっております。

また、新規融資においては、さまざまな業種に対する事業性ローンや個人向け消費者ローン等を幅広く提供しており、被災地のニーズに即した円滑な資金供給に努めております。この結果、新規融資実績は平成23年11月末現在で484件、6,048百万円に上り、そのうち被災者に対しても、233件、

3, 341百万円の新規融資を実行しています。(【図表10】参照)

当金庫は、引き続き災害復興相談窓口、融資相談ブースや法人営業推進チーム等の活動を通じ、お客様の状況把握に努めるとともに、お客様の要望に耳を傾けながら、地域金融の円滑化に努めてまいります。

【図表10】

○ 被災者との合意にもとづく約定弁済の一時停止実績 単位：先、百万円

	平成23年3月末		平成23年4月末		平成23年5月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性ローン	—	—	130	8,022	163	8,506
住宅ローン	—	—	90	848	115	1,116
その他	—	—	48	44	90	87
合計	—	—	268	8,914	368	9,709

	平成23年6月末		平成23年7月末		平成23年8月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性ローン	168	9,069	162	8,302	146	6,912
住宅ローン	115	1,092	111	1,110	108	1,008
その他	103	101	115	113	123	120
合計	386	10,262	388	9,525	377	8,040

	平成23年9月末		平成23年10月末		平成23年11月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性ローン	133	6,044	121	4,927	105	3,733
住宅ローン	103	949	85	707	79	669
その他	108	94	96	79	84	76
合計	344	7,087	302	5,713	268	4,478

○ 東日本大震災以降の条件変更実績

単位：先、百万円

	平成23年3月末		平成23年4月末		平成23年5月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性ローン	—	—	4	134	14	404
住宅ローン	—	—	9	62	16	62
その他	—	—	30	55	62	63
合計	—	—	43	251	92	529

	平成23年6月末		平成23年7月末		平成23年8月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性ローン	22	1,312	27	1,463	34	1,758
住宅ローン	20	135	21	155	31	271
その他	77	73	83	77	90	81
合計	119	1,520	131	1,695	155	2,110

	平成23年9月末		平成23年10月末		平成23年11月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性ローン	41	2,138	51	3,271	58	3,443
住宅ローン	35	300	48	475	51	506
その他	104	113	111	118	114	120
合計	180	2,551	210	3,864	223	4,069

(注)東日本大震災以降、各月末までの累計

○ 被災者向け新規融資の実行件数・金額（平成23年11月末現在）

単位：件、百万円

	融資合計（含む非被災者）							
			うち被災者					
			消費者ローン		事業性ローン			
対象エリア	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
気仙沼市	374	5,035	167	2,562	40	102	127	2,460
南三陸町	37	459	19	291	—	—	19	291
陸前高田市	16	103	10	87	1	1	9	86
大船渡市	57	451	37	401	4	4	33	397
合計	484	6,048	233	3,341	45	107	188	3,234

○ 当面の運転資金に対応する東日本大震災復興支援特別融資等

(平成 23 年 11 月末現在累計) 単位：件、百万円

	件数	金額
東日本大震災復興支援特別融資	49	874
土木建築業者に対するがれき撤去にかかるつなぎ資金	25	552
高台移転造成費用	2	123

○ 東日本大震災後の業種別融資実績 (平成 23 年 11 月末現在)

単位：件、百万円

	製造業		建設業		卸小売業		サービス業	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
気仙沼市	39	878	103	1,261	56	1,065	63	626
南三陸町	4	123	13	134	11	78	—	—
陸前高田市	—	—	2	18	—	—	6	65
大船渡市	12	232	17	127	7	38	2	7
合計	55	1,233	135	1,540	74	1,181	71	698

	その他		個人消費		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
気仙沼市	26	925	87	280	374	5,035
南三陸町	9	124	—	—	37	459
陸前高田市	4	14	4	6	16	103
大船渡市	7	35	12	12	57	451
合計	46	1,098	103	298	484	6,048

ロ. 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

(イ) 復興に向けた本部機能の強化

上記(2)イ.(イ)のとおり、当金庫は、平成24年3月を目処に、被災地の復興に向けた統括部署として「復興支援課」の設置を予定しております。

復興支援課は、営業店の取組みを支援するとともに、公的補助制度や地方自治体における復興施策、復興特区にかかる情報提供など、被災者の復興支援から地域経済の活性化につながるよう、お客様の事業再生・復興支援に向けた総合的な施策を企画立案し、着実に推進していくこととしております。

(ロ) 店舗機能の維持・強化と見直し

東日本大震災により、当金庫の事業区域は甚大な被害を受けており、当金庫も、被災直後には全12店舗中10店舗の閉鎖を余儀なくされました。【図表11】参照)

当金庫は、被害が軽微で営業可能であった2店舗において、地域でいち早く通常どおり営業を再開しており、平成23年12月末現在では、5店舗で営業を行っているほか、2店舗で仮設相談所を設置しております。また、被災者に対しては、速やかに非常時払いの対応をとるとともに、被災により通帳やカードを失われたお客様に対しても、同年11月末現在で3万件を超える再発行を無償にて行いました。併せて、当金庫の事業区域外へ避難されているお客様に対しては、信用金庫業界の協力により預金の代払いを実施するなど、地元に本店を構える金融機関として、東日本大震災後におけるお客様の暮らしに貢献できたものと自負しております。

当金庫の店舗網においては、建物が滅失するなど、未だ半数の店舗が閉鎖状態にあり、マンパワーおよび本部による営業店支援機能を活用した営業展開を図ってまいりました。その一方で、当金庫は、これらの復旧対応を実施するにあたり、社会インフラとしての店舗の必要性を改めて認識するに至りました。この認識のもと、地域経済の活性化に向けた一助とすべく、土地の嵩上げや災害公営住宅整備をはじめとする地域の復興計画の進展、マーケットの状況、利用者の利便性向上、職員の安全確保等に配慮しながら、店舗網の再整備を検討してまいります。

【図表 11】

○ 当金庫の店舗配置



○ 店舗の営業状況

営業店名	所在地	震災直後の被害状況	営業状況		
			震災直後	平成23年12月末	営業再開日(平成23年)
本店	気仙沼市八日町	全壊	休止	通常営業	5月25日
鹿折支店	気仙沼市新浜町	全壊	休止	駅前支店にて	—
内の脇支店	気仙沼市魚市場前	半壊	休止	南支店にて	—
津谷支店	気仙沼市本吉町	停電	営業	通常営業	3月14日
志津川支店	南三陸町志津川	全壊	休止	仮設相談所	(5月10日)
駅前支店	気仙沼市古町	停電	営業	通常営業	3月15日
南支店	気仙沼市田谷	床上浸水	休止	通常営業	3月28日
松岩支店	気仙沼市片浜	全壊	休止	南支店にて	—
高田支店	陸前高田市高田町	全壊	休止	仮設相談所	(5月16日)
大船渡支店	大船渡市大船渡町	全壊	休止	盛支店にて	—
三陸支店	大船渡市三陸町	全壊	休止	盛支店にて	—
盛支店	大船渡市盛町	床上浸水	休止	通常営業	3月28日

※営業再開日における()書きは、相談所としての開始日

(ハ) 避難されたお客様に向けた対応

被災し、居住地域を離れざるを得なくなり、当金庫の事業区域から遠隔地に移動したお客様につきましては、信用金庫業界スキームとして避難先最寄りの信用金庫において預金払戻しを可能とする預金代払い制度を活用することにより、平成23年11月末現在で、150件の払戻しに応じてまいりました。

今後につきましては、個別案件にかかる相談のさらなる増加が見込まれますが、その中には、当金庫の店舗にお越しいただくことが困難なお客様も少なくないものと思われまます。地域外の仮設住宅に生活する高齢者の多くは交通手段が限られていることをふまえ、定期的な訪問日の設定等、お客様がご相談しやすい環境を整えてまいります。

(二) 東日本大震災からの復興に向けた商品の開発・提供

復興に向けた商品については、上記(2)ハ.(二)のとおり、商品ラインナップの充実に努めております。

事業性ローンについては、上記(3)イ.(ハ)のとおり、東日本大震災後、新たに開発・提供した「東日本大震災復興支援特別融資」をはじめとして、復旧・復興に向けた第一歩となる運転資金の供給に努めております。また、消費者ローンについても、いち早く生活再建資金へのニーズに応えるべく、平成23年4月より個人のお客様向けの生活再建資金として「災害復旧ローン」を提供しており、同年11月末現在では、15件、30百万円のご利用をいただいております。

今後も、被災からの復旧・復興段階においては、お客様のニーズは、平常時とは異なるものと考えられることから、お客様から寄せられる相談内容を参考とした商品の開発・提供を、引き続き検討してまいります。

具体的には、事業性ローンについては、地域の再開発計画が策定されるまでに相当の期間を要し、復興資金需要にも遅れが生ずる可能性もありますが、当金庫は、土地および工場等の新たな取得に要する資金について、積極的に対応してまいります。

また、消費者ローンについては、今回の被災により高台への土地取得および家屋の新築が今後増えてくると考えられますが、既に地震保険等により完済した先に、新たなニーズにもとづき低利資金による支援を積極的に実施する一方で、既存借入がある先については、既存借入を含めた融資商品の取扱いについて前向きに検討を行ってまいります。

(ホ) 販路拡大等事業拡大のための取引先紹介、マッチング支援

当金庫は、「ビジネスマッチ東北」をはじめとして、「しんきんビジネスマッチングサービス」等の信用金庫業界および信金中央金庫のネットワークを活用した取組み、地域製品の販路拡大を支援する経済産業省の「Socococo 事業」等を通じて、お客様の販路拡大等に努めており、今後も継続的にこれらの施策に取り組んでまいります。

加えて、東日本大震災以降は、全国の信用金庫等より、被災地域支援の一環としてビジネスマッチングイベントや個別商談会などのご提案をいただくことから、この機会を活かし、お客様の業績回復、ひいては地域の復旧・復興に向けた支援に取り組んでまいります。

○ 『ビジネスマッチ東北』

当金庫は、平成18年度から(社)東北地区信用金庫協会が主催する「ビジネスマッチ東北」に加盟金庫として参画するとともに、専門部会員を派遣し、開催に向けた準備態勢構築の段階から携わっております。

取組当初はプレゼンテーション力の弱かった企業も、当金庫職員の各ブースへの派遣やインキュベーション・マネージャーとの連携によるマッチングのサポートに努めた結果、商談数・成約数が回を重ねる毎に増加傾向にあることから、引き続き当金庫職員等を活用した支援に取り組んでまいります。

また、出展に至らなかった地域事業者に対しても、ビジネスヒントを見出す機会の提供のため、視察ツアーバスを運行した結果、同イベント参加企業数が増加するなどの効果を挙げており、今後も同イベントに積極的に関与してまいります。(【図表 12】参照)

【図表 12】

○ ビジネスマッチ東北実績推移

単位:件数

実施年度		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
全体	参加企業数	280	253	344
	商談数	1,217	2,587	2,944
	成約数	113	231	300
うち 当金庫	参加企業数	12	17	40
	商談数	28	57	142
	成約数	4	8	11

○ 『三陸特鮮個別商談会～きらめく旬の三陸～』

当金庫は、平成21年9月、地方自治体との連携による個別商談会「きらめ

く旬の三陸」を開催し、百貨店等の大手バイヤーや地場のスーパーと地域の47事業者との間において104件の商談を実現し、45件の成約に至りました。地元の生産者においては、大手バイヤーの取引基準を知る機会となり、さらにはオンラインショッピングによる当地域の特集も組まれるなど、大きな成果を得ることができました。また、地場のスーパーにおいても、地域に眠っていた商品の発掘につながるなどの効果が認められております。

これらの効果をふまえ、お客様の販路確保を目的として、復興期における生産力にも配慮しつつ、次回以降の開催に向けた取組みを進めてまいります。

○ 全国の信用金庫ネットワークを活かした商材斡旋

全国の信用金庫は、地域に根ざす協同組織金融機関として独自のネットワークを有しております。

東日本大震災後においては、全国の信用金庫から信金中央金庫等を通じて、東北地区に所在する信用金庫に対し、被災地支援の一環として顧客向け景品等や顧客組織の旅行にかかる斡旋の要望があり、当金庫から他地域の信用金庫への商材斡旋により、2社が採用されております。

また、当金庫が加盟する(社)東北地区信用金庫協会では、全国の信用金庫役員から多数寄せられた「商品の購入等を通じて、被災地域の中小企業を支援したい」という声をもとに、信金中央金庫と連携し、全国約12万人の信用金庫役員が購入者となって販路支援を行う取組み「東北復興支援カタログ『しんきんの絆』」を展開いたしました。

当金庫は、当該カタログによる地元製品の販売がお客様の復興につながるものと考え、積極的に案内したところ、多数のお客様から応募をいただきました。最終的には、10社・11品がカタログに掲載されることとなり、当初の予想を上回る多くの受注を受けました。

本企画は、復興支援を目的とする期間限定的な取組みでしたが、今後とも地域事業者の本格稼動にマッチした販売支援について、信用金庫業界のネットワークを活用した他地域との交流を深めることにより、お客様のビジネスチャンス拡大に取り組んでまいります。

(へ) 被災したお客様の事業再生・事業承継に向けた支援

○ 経営改善支援の取組みの強化

当金庫は、これまでも地域活性化および企業再生のために、経営不振に陥っているお客様に対し、審査課および管理課が中心となり、営業店等と連携して、業務・財務内容等にかかる的確な分析にもとづき経営改善計画策定を支援するとともに、計画策定後は、改善状況をふまえながら資金繰り支援や融資条件の変更等を実施す

ることにより、計画達成に向けたサポートを行ってまいりました。

平成22年度からは、積極的な訪問活動を通じた信頼構築を目指して「法人営業推進チーム」を設立し、経営改善支援やビジネスマッチングなどの幅広い活動により、ライフサイクルに応じたお客様の支援強化を図っております。また、本部担当部署のみならず、外部研修等の活用により、幅広い役職員の経営改善支援能力の底上げについても取り組んでおります。

これらの施策の実行により、平成22年度は12先の経営改善支援を実施しております。

今後は、中小企業再生支援協議会をはじめとする外部機関等との連携も視野に入れながら、マッチング支援等の施策を組み合わせることで、財務内容の改善に加えて、業績の改善も視野に入れながら、お客様の経営改善に向けた支援に取り組んでまいります。

○ 専門家による相談会の開催

前述の当金庫独自の経営改善支援に加え、専門家の外部意見等を活用していくことも、多面的な支援を実施していくうえでは有効であります。

このため、地元金融機関という強みを活かし、当金庫が把握しているお客様の情報と、地元商工会議所や(独)中小企業基盤整備機構が有する各種専門家の派遣事業とを結び付けていく役割を担いたいと考えております。

また、専門家の有するノウハウやネットワークを活用したお客様の支援を通じ、当金庫役職員のノウハウ蓄積にもつなげてまいりたいと考えております。

○ 事業再生に対する支援の強化

お客様の事業再生を加速させていくことが、速やかな地域復興につながると考え、中小企業再生支援協議会と連携し、実現可能性の高い抜本的な事業再生計画の策定の支援を実施してまいります。また、お客様の状況に応じて、債権放棄や会社分割による事業再生についても、他金融機関と連携しつつ検討してまいります。

また、事業再生にあたり財務体質の改善により再生が可能と見込まれる場合、DDSやDES、DIPファイナンス等の新たな改善手法の導入も有効と考えられます。当金庫は、金融検査マニュアルにおいて資本金借入金にかかる運用の明確化が図られたこともふまえ、中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携し、DDSの取扱いを検討するとともに、信金中央金庫の子会社である信金キャピタル(株)が、平成23年12月に組成した復興支援ファンド「しんきんの絆」の利用を検討してまいります。

○ 事業承継に対する支援の強化

日本経済全体の課題ともいうべき高齢化は、当地域でも進行しており、これ

までも後継者難などから廃業せざるを得ないお客様も見受けられましたが、東日本大震災後においては、事業意欲の減退などを理由として廃業し、さらに地域の活力低下が懸念されるところであります。

当金庫は、このようなお客様の事業再開意欲を高めるべく、事業承継のニーズを汲み取り、十分に応えていくことによって地域経済の活力を維持するため、本部・営業店が一体となり、お客様の状況の把握に努めてまいります。

また、各県の「事業引継ぎ相談窓口」、(社)全国信用金庫協会の「事業承継支援研究専門部会」および信金キャピタル(株)等を活用し、後継者不在などで事業の存続に悩みを抱える中小企業の相談に応じてまいります。

個人事業主においては、事業承継に伴い相続に関する相談も生じるケースがあることから、税務相談会の開催、個人事業主が抱える課題を明確にするための支援や専門家の紹介などの支援を実施するとともに、お客様の廃業に際して債務整理が発生する場合にも、関係当事者が納得できるよう十分な説明を行ってまいります。

(ト) 二重ローン問題等の解消に向けた対応

被災地域の復旧・復興のためには、経済活動の正常化に向けて、企業活動や個人消費の速やかな回復が必要となってまいります。そのためには二重ローン問題の解消が避けて通ることのできない課題であるとの認識の下、当金庫は、外部機関、専門家の協力・支援を仰ぎながら、以下の施策を中心とした検討を進め、貢献してまいりたいと考えております。

○ 中小企業再生支援協議会の活用

被災した事業者の事業再生にあたり、中小企業再生支援協議会と連携し、実現可能性の高い抜本的な事業再生計画の策定支援を実施してまいります。事業再生計画の策定にあたりましては、私的整理や会社分割など適切な処理手法を併せて検討してまいります。

○ 資本金借入金等を活用したお客様の財務基盤の強化

優れた技術力や販路を有している事業者においては、東日本大震災により甚大な被害を受けた場合であっても、財務体質を改善することにより事業再生が可能と見込まれることから、DDSやDES、DIPファイナンス等を活用した財務基盤強化も有効であると考えられます。

当金庫は、金融検査マニュアルの資本金借入金にかかる運用の明確化が図られたこともふまえ、各県復興相談センターや中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携し、新たにDDSの取扱いを検討してまいります。

○「産業復興機構」の活用

岩手県および宮城県において、地域金融機関や(独)中小企業基盤整備機構等の出資による「産業復興機構」が設立されております。

当金庫においても、本店所在地である宮城県の「宮城産業復興機構」に出資のうえ、被災により経営に支障が生じ収益力に比して過大な債務を負っているものの、既往債権の買取り等による再生の可能性が見込まれるお客様について、その活用を検討してまいります。

○「(株)東日本大震災事業者再生支援機構」の活用

旧債務の整理または新事業の支援を通じて事業の再生を図ろうとする被災事業者の支援を目的として、「(株)東日本大震災事業者再生支援機構」が、平成24年3月5日に業務を開始することとしております。

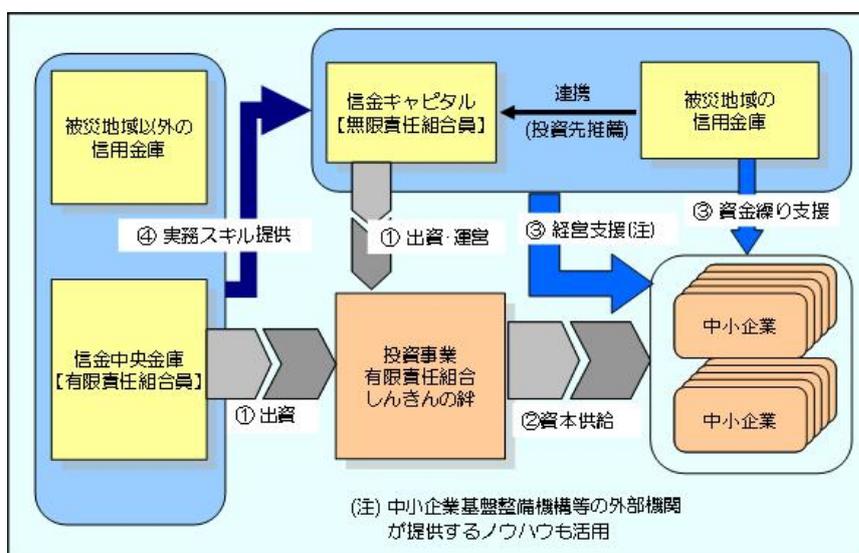
当金庫は、被災地域における債権者等と協力して、被災されたお客様への活用を検討してまいります。

○ 事業再生ファンドの活用

平成23年12月、信金キャピタル(株)が、復興支援ファンド「しんきんの絆」を組成しております。

当該ファンドについては、同社の親会社である信金中央金庫や(独)中小企業基盤整備機構のサポートを得ながら、被災されたお客様への資本供給に加え、投資先の経営支援を含めて取り組む方針にあることから、当金庫においても、当該ファンドの利用を検討してまいります。(【図表13】参照)

【図表13】「しんきんの絆」ファンドスキーム図



○ 個人版私的整理ガイドラインにもとづく債務整理に係る対応

平成23年8月22日から、個人版私的整理ガイドラインによる債務の整理の申請が開始されております。

当金庫のお客様につきましては、現在のところ申し出は少数に止まっておりますが、申し出を受け付けた際には、お客様の債務状況をふまえながら、適切に対処してまいりたいと考えております。

(チ) 三陸復興トモダチ基金を活用した復興支援

当金庫は、平成23年11月にNGO・NPOとの連携による「三陸復興トモダチ基金」を創設しました。本基金により雇用支援、創業・新事業開拓支援のための助成金制度を導入するとともに、被災者向け利子補給型ローン商品「地域力」の提供を開始したところです。（【図表14】参照）

これらの取組みを通じ、起業意欲を有する方々に対してビジネスプランの策定時から支援を行うことで、ひとつでも多くの企業と一人でも多くの雇用を創出し、経済の地域内還流を生み出す仕組み作りに貢献したいと考えております。

具体的には、復興過程において生じるであろう介護や児童託児所等、新たな地域ニーズに呼応した起業を支援していくことも重要であると考え、創業時や新事業開拓時において必要とされる資金の特性などを調査研究のうえ、需要喚起とフォローアップに努めてまいります。

【図表14】

○ 三陸復興トモダチ基金活用状況(平成23年12月末現在)

単位:件数(人)・百万円

制度種別	件数	金額
雇用助成	19(28)	33
創業助成	4	5
地域力	15	89

(リ) 支援施策・制度の情報提供等

東日本大震災以降、官民挙げてさまざまな復興支援策が示されておりますが、事業者においてはその被害の大きさゆえに解決しなければならない課題も多岐にわたり、自らに必要とする支援制度の選択・申請にノウハウ不足を感じている方も少なくありません。

このような方々に対する適切な情報の提供と書類作成における支援も、地域において必要不可欠なことと認識しており、災害復興相談窓口、法人営業推進チームおよび災害復興支援チーム、ホームページ等のお客様向けチャンネルを通

じた情報提供等に努めながら、数多くのニーズを大切に、真摯に対応してまいります。

(ヌ) 信用金庫業界による被災地支援の取組み

○ 信用金庫業界による復興支援ボランティアの組織と受入れ

信用金庫業界では、東日本大震災からの復旧・復興にあたり、全国の信用金庫役職員から、ボランティアの申し出がありました。

(社)全国信用金庫協会および信金中央金庫は、信用金庫役職員によるボランティア団体を組織し、ボランティア活動に参加する信用金庫役職員に対して、被災地の情報提供、災害ボランティアセンター等との事前調整および宿泊施設・現地交通手段の手配等のサポートを実施いたしました。

当金庫は、当該ボランティアの受入れにおいて、地域の復旧作業としての有効性に加え、被災地の状況に対する全国の理解を得るための機会と捉え、円滑な受入れのために、地方自治体との交渉や宿泊場所のコーディネート等の支援を実施しております。

この結果、当該ボランティアの受入実績は、平成23年10月現在で計9回、延べ400人となっており、多くの参加をいただいております。

○ 信用金庫役職員による2千円募金の実施

(社)全国信用金庫協会では、全国の信用金庫および関係団体等の役職員約12万人に呼びかけ、「東日本大震災2千円募金」を実施いたしました。

我々協同組織金融機関に勤める者の地域復興への思いが集約された結果、信用金庫等の役職員からの募金総額は、373,400千円に上っており、このうち当金庫店舗所在地である宮城県気仙沼市に30百万円、南三陸町に10百万円、岩手県陸前高田市に20百万円、大船渡市に5百万円を寄贈いたしました。

(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

イ. 創業または新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

(イ) ローン商品等の拡充

当金庫は、創業・新事業開拓支援融資商品として「パワーアップ21」・「NPOローン」を提供しており、今後もお客様の要望をふまえた新商品の開発を検討するとともに、既存商品やトモダチ基金を活用した「地域力」等の新商品の提供を行ってまいります。

また、調査研究の過程において、融資にとらわれない形での資金供給形態を検討する必要があると判断した際には、信金キャピタル(株)などベンチャーキャピタル会社と連携しながら、地域の需要に応じるべく、検討を進めてまいりたいと考えております。

(ロ) 三陸復興トモダチ基金を活用した経済活性化

当金庫は、平成23年11月にNGO・NPOとの連携による「三陸復興トモダチ基金」を創設しました。本基金により雇用支援、創業・新事業開拓支援のための助成金制度を導入するとともに、被災者向け利子補給型ローン商品「地域力」の提供を開始したところです。（【図表14】参照）

これらの取組みを通じて、雇用創出や創業を支援することにより、経済の地域内還流を生み出す仕組み作りに貢献したいと考えております。

(ハ) 外部機関との連携強化

創業支援につきましては、当金庫は、独自商品に加え、信用保証協会などの公的機関による各種融資制度や保証制度を取り扱っており、今後も、引き続きこれら諸制度を活用しながら、お客様のご相談に対応してまいります。

また、持続性を持った地域社会の再生には、公的機関との連携はもちろんのこと、NPOや市民団体との連携も有効な取組みであることから、これまで蓄積してきた金融業務にもとづく経営資源を利用して支援していくことも重要な使命と認識しております。

具体的には、NPO等との連携を図り、ワークショップやセミナーを開催し、コミュニティビジネス、ソーシャルビジネスの発掘を目指してまいります。新事業の開拓につきましては、ガレキ処理に資する木質バイオマスの導入支援や自然再生エネルギーの普及に向け、利用者を対象としたセミナー開催や当金庫融資商品による取組みを検討してまいります。

また、東日本大震災以前から地域の課題としていた、製造業における高付加価値創造やブランド力の復活についても、地域のネットワークを活用し、地域事業者と大学・研究機関との橋渡しに取り組むなど、産学官金連携を進化させながら地域の面的な再生につなげてまいりたいと考えております。

ロ. 経営に関する相談その他の取引先の企業(個人事業者を含む。)に対する支援に係る機能の強化のための方策

(イ) 経営改善支援の取組強化

当金庫は、疲弊した地域経済の中において、地域活性化、企業再生のために、地域のお客様との「人：地：機」といった濃密な縁を意識し、業務・財務内容等についての的確な分析を行いながら、改善策・経営改善計画書への適切なアドバイスを通じて、支援に取り組んでまいりました。

具体的には、審査課および管理課が中心となり、営業店等と連携して、経営不振に陥っているお客様に対し、業務・財務内容等にかかる的確な分析にもとづく経営改善計画策定を支援するとともに、計画策定後は、改善状況をふまえた

がら資金繰り支援や融資条件の変更等を実施することにより、計画達成に向けたサポートを行っております。

また、平成22年度からは、積極的な訪問活動を通じた信頼関係の構築を目指して「法人営業推進チーム」を設立し、経営改善支援やビジネスマッチングなどの幅広い活動により、ライフサイクルに応じたお客様の支援強化を図っております。

さらには、本部担当部署のみならず、外部研修等の活用により、幅広い役職員の経営改善支援能力の底上げについても取り組んでおります。

これらの施策の実行により、平成22年度は12先の経営改善支援を実施しております。

今後は、上記(3)にも掲げているとおり、中小企業再生支援協議会をはじめとする外部機関等との連携も視野に入れながら、マッチング支援等の施策を組み合わせていくことで、財務内容の改善に加えて、業績の改善をも視野に入れながら、お客様の経営改善に向けた支援に取り組んでまいります。

(ロ) 専門家による相談会の開催

上記(イ)の当金庫独自の経営改善支援に加え、専門家の外部意見等を活用していくことも、多面的な支援を実施していくうえでは有効であります。

このため、地元金融機関という強みを活かし、当金庫が把握しているお客様の情報と、地元商工会議所や(独)中小企業基盤整備機構が有する各種専門家の派遣事業とを結び付けていく役割を担いたいと考えております。

また、専門家の有するノウハウやネットワークを活用したお客様の支援を通じ、当金庫役職員のノウハウ蓄積にもつなげてまいりたいと考えております。

ハ. 早期の事業再生に資する方策

お客様の事業再生を加速させていくことが、いち早い地域復興につながると考え、中小企業再生支援協議会と連携し、実現可能性の高い抜本的な事業再生計画の策定の支援を実施してまいります。また、お客様の状況に応じて、債権放棄や会社分割による事業再生についても、他金融機関および産業復興機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構等と連携しつつ検討してまいります。

事業再生にあたり財務体質の改善により再生が可能と見込まれる場合、DDSやDES、DIPファイナンス等の新たな改善手法の導入も有効と考えられます。当金庫は、金融検査マニュアルの資本金借入金にかかる運用が明確化されたこともふまえ、中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携し、DDSの取扱いを検討してまいります。

ニ. 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

(イ) 事業承継に対する支援の強化

日本経済全体の課題ともいべき高齢化は、当地域でも進行しており、これまでも後継者難などから廃業せざるを得ないお客様も見受けられましたが、東日本大震災後においては、事業意欲の減退などを理由として廃業し、さらに地域の活力低下が懸念されるところであります。

当金庫は、このようなお客様の事業再開意欲を高めるべく二重ローン対策等を進めていくとともに、事業承継のニーズを汲み、十分に応えていくことによって地域経済の活力を維持すべく、本部・営業店が一体となり、お客様の状況の把握に努めてまいります。

また、経済産業省が全国47都道府県に設置した「事業引継ぎ相談窓口」の利用促進に努めるほか、(社)全国信用金庫協会においても取引企業への提案方法等のノウハウを研究することで、個別信用金庫の体制を整備することを目的に「事業承継支援研究専門部会」を設置したところであり、こうした機関からの支援をいただきつつ、後継者不在などで事業の存続に悩みを抱える中小企業の相談に応じてまいります。

さらに、当金庫の事業区域だけでなく、より広範囲にわたるニーズのマッチングを図るべく、信金キャピタル㈱等を活用したM&Aによる事業承継および外部コンサルタントの活用を検討してまいります。

(ロ) 相続対策にかかる相談対応の強化

個人事業主においては、事業承継に伴い相続に関する相談も生じるケースがあることから、税務相談会の開催により、お客様のご相談を受け付ける機会を設けるとともに、相談のあった先に対して、個人事業主が抱える課題を明確にするための支援や専門家の紹介などの支援を実施してまいります。

また、お客様の廃業に際して債務整理が発生する場合にも、関係当事者が納得できるよう十分な説明を行ってまいります。

ホ. その他の地域再生に資する方策

(イ) 地域コミュニティの形成支援

当金庫は、平成17年に事業区域を総称するリアス式地形からヒントを得た企画「RIAS e(環境)・e(経済)～地域住民の活動支援～」を立ち上げ、職員による清掃ボランティアや認知症サポーターの養成、エコ関連の預金商品・融資商品の組み合わせにより地域活性化に向けた面的支援を続けてまいりました。認知症サポーターや普通救命講習については、ほとんどの職員が受講しており、地域に身近な安心を提供しております。

復旧・復興期においては、とりわけ地域コミュニティが大きな役割を果たすと思われ、コミュニティの中心であった商店街への応援や今後の担い手として期待されるNPO等への支援が重要と認識しております。

被災地域を事業基盤とする当金庫の場合、職員はすなわち地域で生活を営む住民であり、被災者でもあります。当事者だからこそ可能である地域との連携を密にした活動を、当金庫の特徴的なものと位置付け、その具体策を検討してまいります。

また、地域コミュニティの充実にあたっては、地域の活性化が不可欠であることから、新規産業と雇用の創出、製造業におけるブランド力の復活や高付加価値創造などの多岐にわたる課題に対し、信金中央金庫や(独)中小企業基盤整備機構、日本貿易振興機構(ジェトロ)の東北地区の各事務所等のノウハウを積極的に享受しながら、産学官金連携を進化させ、面的な再生につなげてまいりたいと考えております。

(ロ) 環境保全への取組み

当金庫は、素晴らしい景観を誇る三陸を基盤とする金融機関として、環境保全を重要な課題のひとつと認識しており、自らの事業活動において継続的に取り組むとともに地域社会の環境保全意識の醸成やその活動に貢献するため、環境基本方針と環境配慮行動を定め実践してまいりました。

環境基本方針

1. 環境に関連する法規制および当金庫が同意するその他の基準等を遵守し、技術的、経済的に可能な範囲で一層の環境保全に取り組みます。
2. 環境方針にもとづき全役職員一人ひとりが環境に配慮し行動することを目指し、環境保全に対する意識の高揚を図ります。
3. 金融方針・サービス、情報等の提供を通じて環境保全に取り組むお客さまを支援し、地域社会の環境改善に貢献します。
4. 環境保全に関わる行動について、お客さまとの積極的なコミュニケーションに努め、地域社会の一員として地域の環境保全活動に取り組みます。
5. この環境方針は、当金庫のホームページやパンフレット等に掲載し内外に公表します。

環境配慮行動

1. 当金庫の事業活動による環境負荷の軽減
 - (1) 電力等のエネルギー消費量を節減します。
 - (2) O A用紙の使用量を節減します。
 - (3) ごみの減量化を推進します。
2. 金融業務を通じての社会貢献
 - (1) 環境保全関連商品の提供を通じ、地域社会の環境保全に対する意識の高揚に努めます。
3. 地域を構成する住民として環境保全活動の取組み
 - (1) 海岸・公共施設の清掃等のボランティア活動を継続していきます。
 - (2) 地域における環境保全活動に積極的に参加・協力します。

また、前述の「R I A S e・e」における、環境保全への取組状況は以下のとおりであり、今後、各取組みの効果等を精査しながら継続してまいります。

○ 地域住民としての取組み

平成16年より観光地・居住地の環境美化に貢献するため、全役職員による年間3回のボランティア清掃活動を実施しており、今後も継続してまいります。

また、前述の「大島地区・唐桑地区特別チーム」が、地域の課題として意見があった大島の船舶発着所付近への照明設置要望に対して、当金庫とサステナジー(株)の連携により、太陽光LEDライトの設置を実現するなど、復興にかかる各特別チームも含め、金庫を挙げて地域貢献に取り組んでおります。

○ 環境配慮型商品の提供を通じた取組み

地域の環境保護意識の醸成を目的に、定期預金預入高に応じて環境保全活動に貢献する個人・団体への支援金を贈呈する「環境配慮型定期預金」や地域のエコ活動に参加してもらえるポイントに応じて定期預金金利を優遇する「エコ定期」を取り扱っております。

また、リフォームローンおよびカーローンに対して金利優遇を行うエコ割制度や家族の絆をテーマに3世代同居での割引を行う住宅ローンを取り扱ってまいりましたが、今後も復興期において必要とされる取組みについて検討してまいります。

また、一部通帳にカーボンオフセットを導入済みですが、その対象を拡大してまいります。

(ハ) 地域経済の再生に向けた取組み

○ 地域商品券を使った取組み

当金庫は、気仙沼市および大船渡市の各商工会議所での地域商品券導入時における態勢構築に際し、ノウハウを提供いたしました。また、その普及に向け各種預金との組み合わせによる企画商品を取扱ってまいりましたが、今後も商店街はコミュニティ創出の場として地域に欠かせない存在と考えており、継続支援してまいります。

○ 再生可能エネルギーの導入に向けた取組み

各地方自治体が策定した震災復興計画においては、災害に強い自立・分散型エネルギーの構築を図るため、公共施設をはじめ住宅や事業所における太陽光などの再生可能エネルギー設備等の導入を積極的に推進するとしております。

当金庫においては、産業構造の多重化、雇用の創出といった観点からも、前述の環境金融の提供や再生可能エネルギーの提供事業者との連携により、高台移転事業における住宅への太陽光や地中熱の活用を促すなど、エネルギーの地産地消型モデルの普及を支援してまいります。

○ 観光振興への取組み

当地域は、宮城県内唯一の国立公園や観光施設、体験型観光の目玉であった水産業施設など、観光資源の多くが被災しましたが、復旧・復興に向け、隣接する平泉世界遺産との連携による広域観光の展開、食や地域文化を活用した観光メニューの創出により、観光戦略の再構築と積極的な観光誘客への取組みが叫ばれております。

我々信用金庫業界では、顧客向け等の各種旅行イベントが、1年間で人数にして約12万人、金額にして50億円を上回るという規模の大きなものであることに着目し、既に都道府県等と連携した団体旅行への付加価値サービスを提供する取組みを行っております。

当金庫においても、地方自治体や観光協会等との連携を密にして、全国の信用金庫に対し、特徴ある交流型観光を提案するなど観光客誘致を積極的に展開していき、地域経済の活性化に寄与してまいりたいと考えております。

(二) 地域住民に対する情報仲介機能の発揮

東日本大震災後においては、被災者にとって必要な情報を得られなかったことが、被災者の孤立感・不安感をより大きくしました。これは中小企業にとっても同様であり、当金庫としては、店舗内外において情報を発信できるよう店

舗ネットワークを有効に活用してまいります。

具体的には、ATMコーナーを利用して地域情報の提供を継続していくほか、TV画面を利用した行政からの情報提供や渉外担当者によるタブレット端末を利用した制度紹介等を検討してまいります。

(ホ) 子育て応援商品の提供

当金庫は、地域の活性化においては、経済活動のみならず、地域社会の規模を維持していくことも重要であると考え、地域のお子様の健やかな成長と明るい未来を願い、子育て応援定期積金2商品を提供しております。

この2商品は、アニバーサリーメッセージ付き商品「君への想い」と傷害保険付き商品「あんしん*キッズ」であり、家族の絆を深めるだけでなく、契約時に地域商品券を景品としてプレゼントすることで、消費の活性化も図る商品であります。

今後も、このような地域活性化に向けた商品開発を進めてまいります。

5. 信金中央金庫に引受を求める優先出資に関する事項

(1) 優先出資の金額・内容

当金庫は、以下の内容の優先出資を発行し、信金中央金庫に引受を求めることとしております。(【図表 15】参照)

【図表 15】優先出資の内容

種 類	社債型非累積的永久優先出資
申込期日(払込日)	平成24年2月20日(月)(予定)
発行価額 非資本組入額	1口につき5,000円(額面金額1口50円) 1口につき2,500円
発行総額	15,000百万円
発行口数	3,000,000口
配当率(発行価額に対する年配当率)	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト(平成24年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成24年3月31日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。)ただし、日本円TIBOR(12ヶ月物)または8%のうちいずれか低い方を上限とする。
累積条項	非累積
参加条項	非参加
残余財産の分配	残余財産の分配は、定款に定める方法に従い、次に掲げる順序によりこれを行うものとする。 イ 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。 ロ 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額を分配する(当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。) ハ 前イおよびロの分配を行った後、なお残余があるときは、払込済普通出資の口数に応じて按分して会員に分配する。 ニ 残余財産の額が前イおよびロの規定により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

(2) 金額の算定根拠および当該自己資本の活用方法

イ. 必要資本額の根拠

平成23年3月末の当金庫の自己資本比率は、9.86%と、国内基準である4%を上回っており、健全性の面で懸念はないものと認識しております。

しかしながら、当金庫の主な事業区域である宮城県気仙沼市、南三陸町、岩手県陸前高田市、大船渡市では、東日本大震災により多くの企業、事業者および個人の皆様が被災し、当金庫と与信取引のあるお客様においても、その多くに被害が発生しているほか、未だ当金庫自身も12店舗中7店舗が閉鎖中であります。

当金庫は、現時点で980先のお客様が東日本大震災の影響を受けたものと認識しており、当該先への与信残高は210億円に上っておりますが、これらの中には、影響が軽微な先や東日本大震災の影響を受けつつも既に事業を再開し業績が回復途上にある先を含む一方、事業休止中の先や再建に取り組み始めて間もない先も含んでおります。また、住宅ローンなど個人向け与信につきましては、今後の雇用環境の回復や地域の復興計画の進展などに大きく左右されるものと考えられます。

このため、被災債権については、地域経済が復興を遂げていく過程では、潜在的な信用リスクが顕在化するおそれもあり、かつ、復興に向けた動きが緒に就いたばかりの現段階において、その方向性を見定めることは極めて困難であることから、当金庫の財務に与える影響も見通し難いものと考えております。

また、当金庫は、被災したお客様の事業債権や生活基盤の立直しのため、金融支援による下支えを続ける必要があると同時に、復興に向けた資金需要にも積極的に応じていくことが、地域の金融機関としての責務であると考えております。

こうしたことから、今後、当金庫が地域経済の復興および活性化のため円滑な金融仲介機能を発揮していくためには、予防的に自己資本を増強する必要があると考えております。

そのためには、現時点で把握している210億円の被災債権のほか、調査未了となっている債権45億円について、保全状況もふまえ、潜在的な信用リスクが将来的に顕在化したとしても十分な額の自己資本を確保できるよう、優先出資150億円の発行による資本支援を求めることといたしました。

なお、当金庫は、経営強化計画策定時までに把握した状況をもとに約20億円の不良債権処理を想定し、平成24年3月期決算について以下の見通しを立てておりますが、今般の資本増強により、当期の純資産額は166億円程度まで増加する見込みであり、東日本大震災からの復興需要にも十分耐えうる財務基盤の充実強化を図ることができると考えております。

コア業務純益	3億円程度
業務純益	▲ 1億円程度
経常利益	▲ 19億円程度
当期純利益	▲ 19億円程度

ロ. 当該自己資本の活用方針

当金庫は、今般の資本増強によって、財務基盤の充実強化を図り、東日本大震災で被災されたお客様をはじめとする地域の中小規模の事業者等に対して、さまざまな取組みの実践が可能となります。

今後は、経営強化計画を着実に実行していくことにより、被災の影響を大きく受けた地域の協同組織金融機関として、一日も早い地域の復旧・復興および地域経済の活性化に貢献してまいります。

6. 剰余金の処分の方針

当金庫は、地域のお客様から出資を受け入れ事業を行う協同組織金融機関として、これまで事業によって生じた剰余金につきましては、内部留保の充実に努めるとともに、普通出資への安定的な配当を維持することを基本方針としてまいりました。

今般の資本増強により、経営強化計画に掲げる諸施策への一層の取組みが可能となり、当金庫は、地域の復旧・復興および地域経済の活性化に取り組むとともに、復旧・復興を通じ、収益確保に努めてまいりたいと考えております。

当金庫といたしましては、将来にわたって安定した配当を実施・継続できるよう取り組むとともに、内部留保の蓄積に努め、優先出資の返済を目指してまいりたいと考えております。

7. 財務内容の健全性および業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理に係る体制および今後の方針

当金庫は、「理事会」と、理事会の委任を受けた審議・決定機関としての「常勤理事会」を、委任関係により一体化した意思決定・監督機関と位置付けております。

総代会においては、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議し、理事会は、「理事会規定」にもとづき、全役職員が共有する基本方針、経営方針を決定しております。また、常勤理事会は、これらの方針に沿って、「常勤理事会規定」にもとづき具体的な施策および効率的な業務遂行態勢を決定することとしております。

さらに理事会は、内部管理に関する体制の整備にかかる基本的な方針等を定め、

各種施策の実施にあたって、経営管理に関する体制を有効に機能させることにより、経営の公平性および透明性の確保に努めております。また、それによって全ての利害関係者の信頼に応えるとともに、社会から高く評価される金融機関となることを目標としております。

経営強化計画につきましては、理事会において決議のうえ、各担当部門が取り組みを行い、理事会および常勤理事会がその進捗管理を担うこととしております。

理事会は、PDCAサイクルのP（Plan）にあたる計画策定を行い、各担当部門が、D（Do）にあたる施策遂行を担います。理事会および常勤理事会は、新設する復興支援課から報告を受け、C（Check）にあたる実施状況の確認とその評価を実施するとともに、取り組みが十分でないと思われる場合には、各担当部門に対し、A（Action）にあたる要因分析と対応策の立案について指示を行うことにより、本計画の実現に向けて、役職員一丸となって取り組みを進めてまいります。（【図表 16】参照）

（2）業務執行に対する監査または監督の体制および今後の方針

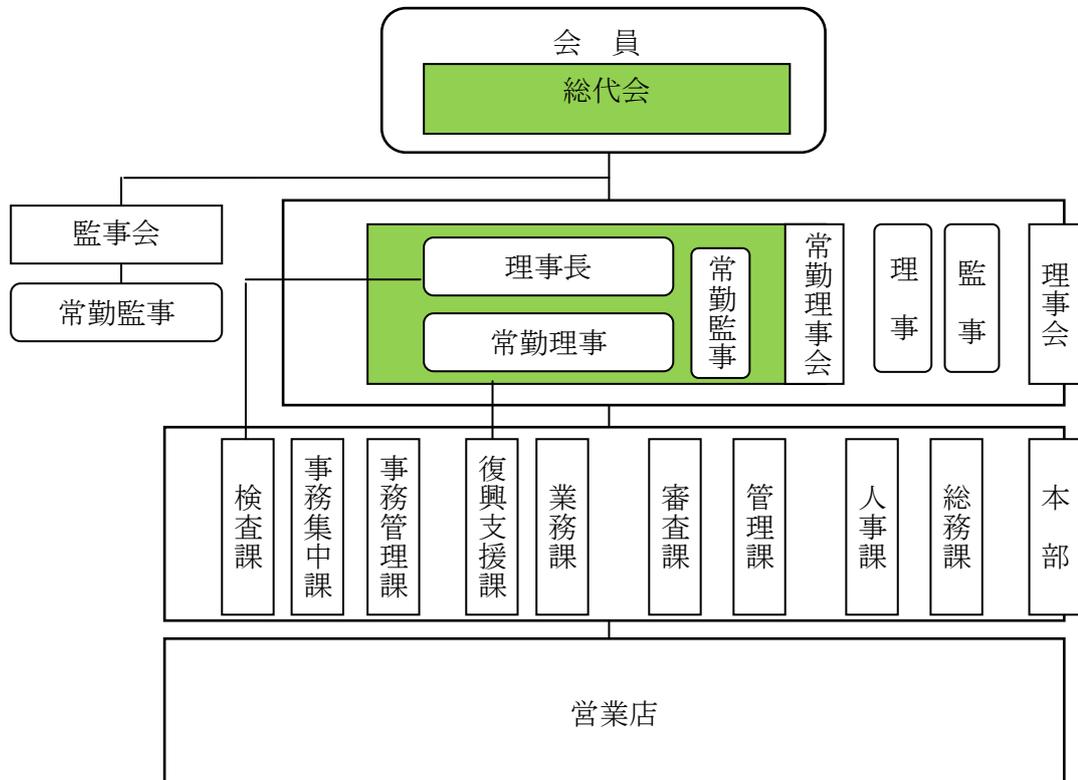
当金庫は、監事および検査課による業務執行態勢の監査に努めております。

監事については、常勤監事に加え、信用金庫法にもとづき員外監事を選任しております。監事は、重要な意思決定の過程および業務執行状況を把握するため、理事会、常勤理事会およびその他の重要な委員会に出席するほか、重要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、理事または職員に対し、必要に応じて説明を求めることとしております。また、検査課による内部検査結果や、当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実および理事の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する行為等について、遅滞なく報告を受ける態勢を整えております。

検査課は、理事長直轄部署として、内部管理態勢に加え、法令等遵守態勢やリスク管理態勢についても検査を行い、その結果を常勤理事会や監事に報告するとともに、必要に応じて理事会に報告しております。

経営強化計画の遂行につきましても、監事および検査課において業務執行態勢を監査し、必要に応じて課題を洗い出していくことにより、円滑な施策の実施を図ってまいります。

【図表 16】 経営管理体制



(3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）および市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況ならびに今後の方針（【図表 17】 参照）

イ. 信用リスク管理

信用リスク管理については、審査課を主管部署と定め、当金庫リスク管理マニュアルにもとづく管理を実施しております。

当金庫は、中小企業者向け金融に携わる地域の協同組織金融機関として、地域に密着した渉外活動等を通じて収集したさまざまな情報をもとに、取引実績や事業計画の妥当性を十分検討したうえで、融資権限規程にもとづいた貸出実行に取り組んでおり、地域のお客様への幅広いニーズに迅速・的確にお応えしてまいりました。

また、当金庫の取引対象である中小規模の事業者は、大企業に比して財務体質が脆弱なため、環境変化に伴う倒産・廃業などの発生可能性が比較的高いことをふまえ、業種別・資金用途別・債務者別管理により、与信集中リスクを抑制することとしております。

今後についても、内部研修の実施や(社)東北地区信用金庫協会等主催の外部研修への受講生派遣、本部から営業店に対する臨店指導などを通じ、貸出審査能力の向上を図ってまいります。

なお、信用リスクのうち不良債権については、管理課を主管部署とし、各営業店および法人営業推進チームと連携のうえ、条件変更等の金融円滑化対応や経営改善支援への取組みを通じ、信用リスクの低減に努めております。

また、被災債権の状況が判明するにつれ、担保の滅失や債務者の廃業などによる信用リスク顕在化のおそれがありますが、債務者の実態をふまえ、資産の自己査定を適切に実施してまいります。また、事業の再生可能性を十分に協議・検討したうえで、再生支援に取り組むとともに、適切に償却・引当を行ってまいります。

ロ. 市場リスク管理

市場リスク管理については、総務課を主管部署と定め、当金庫リスク管理マニュアル・余資運用基準等にもとづく管理を実施しております。

また、ALM委員会において、資産・負債の総合管理により、当金庫の運用・調達勘定全体を見通した投資方針を決定するとともに、市場リスクのモニタリングおよびコントロールが適切に行われていることを確認しております。

有価証券投資においては、運用基準枠を設定し保有限度額を設定するとともに、リスクが高い外国証券については1投資対象先あたりの投資限度額を定め、流動性および健全性に配慮した、安全性重視の運用スタンスを採用しております。購入後においては、ロスカット基準および減損基準を設けるとともに、アラームポイントの設定により過度な損失を避ける運用を行っております。

近年の貸出金需要の低迷に伴い、余資運用は増加傾向にありますが、今後においても、市場リスク管理の高度化に向け、信金中央金庫等の支援を受けて人材育成を進めながら、引き続き安全性重視の運用に取り組んでまいります。

ハ. 流動性リスク管理

流動性リスク管理については、総務課を主管部署と定め、当金庫リスク管理マニュアルにもとづく管理を実施しております。

当金庫は、資金繰りの逼迫度合いに応じた資金確保等の対処方法を定めており、さらに緊急を要する場合には、常勤理事会またはALM委員会において、必要な対応策を講じることとしております。また、支払準備資産を信金中央金庫に預け入れることにより、緊急時にも信金中央金庫より流動性の提供を受けられる態勢を整えております。

今後、企業活動の正常化や被災者の生活再建などにより、預金払戻しが増加する局面を迎えた場合においても、資金繰りに窮することがないように、引き続き適切な流動性管理に努めてまいります。

二. オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとして、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクと認識したうえで、リスク管理マニュアルにおいて管理方針および態勢を定め、適切な管理に努めております。

今後においても、オペレーショナルリスク管理については、役職員一人ひとりのリスク認識を高めることが重要であるとの認識のもと、本部通達による注意喚起や役員によるケーススタディ等を通じ、実効性の確保に努めてまいります。

(イ) 事務リスク

事務リスク管理については、業務課を主管部署と定め、全ての業務に事務リスクが存在することを認識したうえで、各事務規程・要領・マニュアル等の充実により、事務リスクの低減に努めております。

各課店においては、業務の多様化に対応するため、事務処理状況の把握や職員教育を行うとともに、主管部署による事務指導や検査部門による内部検査を実施し、規程、要領等の遵守状況のチェックによる事故防止を図っております。

事務の正確性確保については、主管部署において事務ミスの内容を分析したうえで、営業店とともに誘発要因の解消に努めているほか、その改善状況を業績評価基準に加え、確認できる態勢を整えております。

また、事務ミスの防止や効率化を目的に職員が事務改善に対する提言ができる事務改善提言シートを導入しており、事務に対する理解度を深めることにも効果を得ております。

(ロ) システムリスク

当金庫は、東北地区共同事務センターに加盟し、信金共同センターシステムの利用を通じた安定稼動により、システムリスクの低減を図っております。

システムリスク管理については、事務管理課を主管部署と定め、コンピュータシステムの障害や誤作動、不備、不正利用、サイバーテロ等により当金庫が被るリスクを未然防止するため、「情報資産保護に関する基本方針」「オンラインシステム障害対応マニュアル」にもとづき、管理体制の整備と適切なシステム管理運営に努めております。

セキュリティ管理については、「セキュリティ統括責任者」を設置することにより、セキュリティとアクセスコントロールの統括管理を実施しており、また、災害時等における対応につきましても、影響を最小限に抑えるよう業務継続基本計画を策定しております。

(ハ) 法務リスク

法務リスク管理については、総務課を主管部署と定め、企業倫理の確立と法令遵守の企業風土を醸成し、信用の維持、確保を図るべく、当金庫の策定した「コンプライアンス基本方針」「行動綱領」「役職員の行動基準」等に則り、法令・庫内規程等に違反する行為、ならびにそのおそれのある行為の未然防止に努めております。

また、コンプライアンス関連マニュアル等の整備を図るとともに、各課店には「コンプライアンス担当者」を置き、庫内研修の実施により意識の向上を目指しております。

(ニ) 人的リスク

人的リスクについては、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）および差別的行為（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等）から生じる損失・損害と認識し、人事課を主管部署と定め、情報の収集、分析を行いリスクの把握を行っております。

また、コンプライアンスマニュアルにもとづくチェックリストを全職員が提出することにより、人的リスク発生の未然防止に努めております。

(ホ) 有形資産リスク

有形資産リスク管理については、主管部署である総務課で有形資産の管理を行い、災害時等において生じる毀損・損害のリスクをあらかじめ確認し、必要に応じて改修等の施策を講じるなど、適切な管理を行っております。

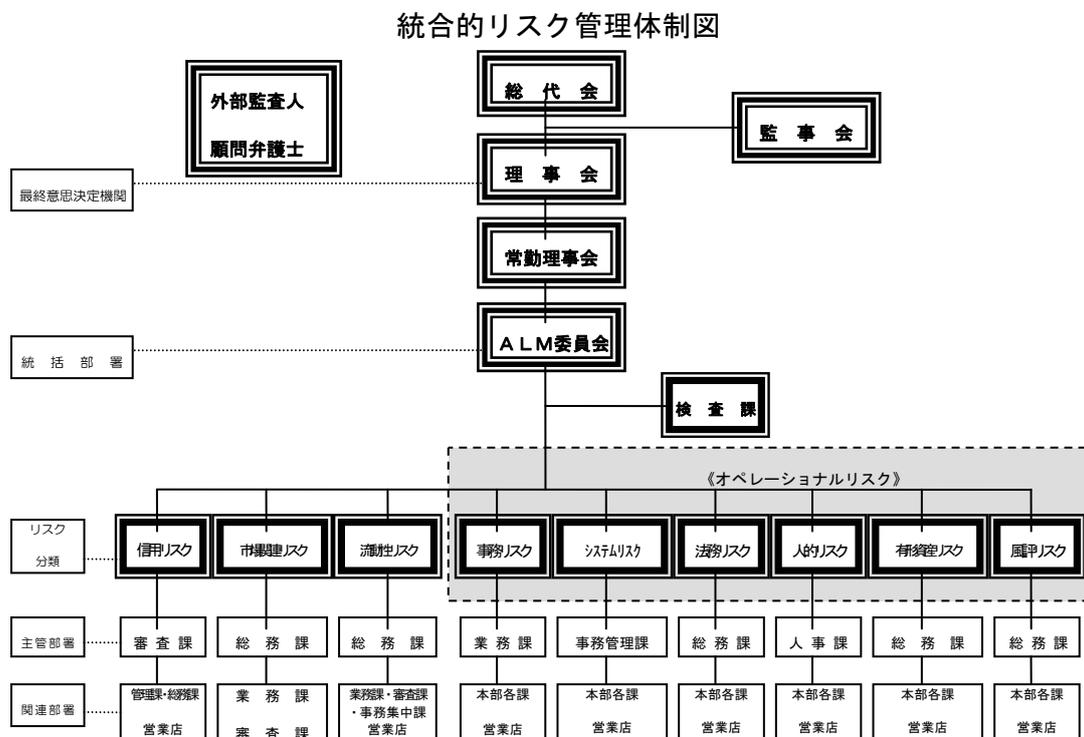
また、本部各課ならびに各営業店との連携を密にして、潜在的なリスクをいち早く把握するよう努めております。

(ヘ) 風評リスク

風評リスク管理については、総務課を主管部署と定め、ディスクロージャー誌等により透明度の高い情報開示を行い、当金庫の経営の健全性を広く顧客に伝達するとともに、当金庫の評判に影響を及ぼすと思われる事項について、総務課は各課店との連絡を密にし、情報収集と公共報道、顧客動向のモニタリングに努め、風評リスクの発生回避や極小化に努めております。

また、風評リスクが発生した際に、その影響度による管理状況を定めており、迅速かつ適切な対応を取れるような態勢を整備しております。

【図表 17】 リスク管理体制



以上

内閣府令附則第18条第1項第2号に掲げる書類

- 最終の貸借対照表等および剰余金処分計算書等、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産および損益の状況を知ることのできる書類

第85期 (平成23年3月31日現在) 貸借対照表

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
現金	3,265	預金積金	96,733
預け金	38,535	当座預金	746
買入金銭債権	90	普通預金	32,174
金銭の信託	100	貯蓄預金	186
有価証券	18,303	通知預金	65
国債	2,352	定期預金	57,994
地方債	865	定期積金	5,145
社債	12,768	その他の預金	421
株式	19	借用金	1,100
その他の証券	2,299	当座貸越	1,100
貸出金	44,628	その他の負債	231
割引手形	238	未決済為替借	10
手形貸付	6,865	未払費用	159
証書貸付	34,188	給付補填備金	10
当座貸越	3,336	未払法人税等	7
その他資産	943	前受収益	31
未決済為替貸	10	払戻未済金	0
信金中金出資金	335	その他の負債	11
未収収益	227	賞与引当金	31
その他の資産	369	退職給付引当金	966
有形固定資産	575	役員退職慰労引当金	83
建物	143	偶発損失引当金	18
土地	411	繰延税金負債	74
その他の有形固定資産	20	債務保証	139
無形固定資産	5	負債の部合計	99,378
ソフトウェア	2	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	3	出資金	299
繰延税金資産	-	普通出資金	299
債務保証見返	139	利益剰余金	3,036
貸倒引当金	△ 3,708	利益準備金	282
(うち個別貸倒引当金)	(△ 3,570)	その他利益剰余金	2,753
		特別積立金	4,007
		当期末処分剰余金	△ 1,253
		処分未済持分	△ 0
		会員勘定合計	3,336
		その他有価証券評価差額金	166
		評価・換算差額等合計	166
		純資産の部合計	3,503
資産の部合計	102,881	負債及び純資産の部合計	102,881

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2. と同じ方法により行っております。
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物については定額法）を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 建 物 | 11年～47年 |
| その他 | 2年～20年 |
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- (追加情報)
- 平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」の影響については、債務者の被害状況及び担保物件・保証人の状態を、可能な限り自己査定に反映させ見積額を計上しております。その上でなお、被災の影響の為、債務者と連絡が一時的に取れないこと等により、事実把握が困難、又は担保物件の実査・再評価が困難であること等により、基準日（23年3月31日）における自己査定を行うことができない資産については、それまでに把握している情報により査定しております。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補助説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項（平成22年3月31日現在）
- | | |
|----------------|----------------|
| 年金資産の額 | 1, 352, 356百万円 |
| 年金財政計算上の給付債務の額 | 1, 623, 781百万円 |
| 差引額 | △271, 424百万円 |
- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成22年3月31日現在）
- 0.09%（小数点以下第3位を切り捨てております）
- ③ 補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 271, 424百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヵ月の元利均等償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金 19百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
11. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1, 468百万円
14. 有形固定資産の減価償却累計額 723百万円
15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、現金自動取引装置等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
16. 貸出金のうち、破綻先債権額は1, 070百万円、延滞債権額は3, 523百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

17. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は31百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は283百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
19. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権の合計額は4,908百万円であります。

なお、16. から19. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び為替手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は238百万円であります。

21. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産 預け金 1,100百万円

担保資産に対応する債務 借入金 1,100百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として、預け金1,100百万円を差し入れております。

22. 出資1口当たりの純資産額 584円21銭

23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券及び外国証券であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、金利の流動リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、統合的リスク管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程・マニュアルに従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査課により行われ、また、融資審査会及び定期的に経営陣も出席するALM委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、審査課、管理課がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は統合的リスク管理によって金利の変動リスクを管理しております。

統合的リスク管理規程及びリスク管理マニュアルにおいて、リスク管理方法を明記しており、理事会、常勤理事会において決定された基本方針に基づき、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会、ALM委員会への報告と定期的に理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき常勤理事会の監督の下に余資運用基準に従い行われております。

このうち、総務課では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は総務課を通じ、理事会、常勤理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」であり、為替リスク及び価格変動リスク、評価損益の影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」であります。

当金庫では、「有価証券」の市場リスク量及び「預け金」、「貸出金」、「預金積金」の金利リスク量を月次で計測し、各リスク量を合算して取得した当金庫全体の市場リスク量がリスク限度枠の範囲内となるよう管理しております。なお、平成23年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で946百万円です。

「有価証券」「預け金」、「貸出金」、「預金積金」については、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセントイル値を用いた時価の変動額を金利リスク量として算出しており、当事業年度の決算日現在の金利リスク量は、808百万円です。当該変動値の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、資金繰り管理表に基づき、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補助説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

2.4. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金	38,535	38,802	266
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	2,127	1,830	△296
その他有価証券	16,159	16,159	—
(3) 貸出金	44,628		
貸倒引当金	△3,408		
	41,220	41,978	758
金融資産計	98,041	98,769	728
(1) 預金積金	96,733	96,728	△4
金融負債計	96,733	96,728	△4

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利（LIBOR、円スワップ）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日興コーディアル証券株式会社から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については2.5.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、円スワップ）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（LIBOR、円スワップ）を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	1 5
貸付信託	2
合 計	1 7

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

売買目的有価証券

該当ありません。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	その他	9 6	9 9	3
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	その他	2, 0 3 1	1, 7 3 1	△ 2 9 9
合 計		2, 1 2 7	1, 8 3 0	△ 2 9 6

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2	1	0
	債券	1 2, 9 4 0	1 2, 6 3 7	3 0 3
	国債	2, 1 9 4	2, 1 3 7	5 6
	地方債	5 6 9	5 5 9	9
	社債	1 0, 1 7 7	9, 9 4 0	2 3 7
	その他	—	—	—
小 計		1 2, 9 4 3	1 2, 6 3 9	3 0 3
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1	1	0
	債券	3, 0 4 4	3, 0 7 7	△ 3 2
	国債	1 5 7	1 5 9	△ 1
	地方債	2 9 6	2 9 9	△ 3
	社債	2, 5 9 0	2, 6 1 7	△ 2 7
	その他	1 7 0	2 0 0	△ 2 9
小 計		3, 2 1 6	3, 2 7 9	△ 6 2
合 計		1 6, 1 5 9	1 5, 9 1 8	2 4 1

26. 減損処理を行った有価証券

有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理しております。

当事業年度における減損処理は、外国証券 5 2 百万円であります。

27. 満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	満期保有目的の金銭の信託	1 0 0	9 9	0

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1 2, 5 1 0 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが、6, 3 6 4 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	786百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	289
減価償却超過額	25
その他	91
繰延税金資産小計	1,192
評価性引当金	<u>△1,192</u>
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	74
繰延税金負債合計	<u>74</u>
繰延税金負債の純額	<u>74</u>

30. (会計方針の変更)

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。なお、これによる財務諸表への影響はありません。

第 8 5 期

{平成22年4月 1日から
平成23年3月31日まで}

損益計算書

科 目	金 額	額
経 常 収 益		1,795,401 千円
資 金 運 用 収 益	1,636,975	
貸 出 金 利 息	1,178,944	
預 け 金 利 息	218,563	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	227,917	
そ の 他 の 受 入 利 息	11,549	
役 務 取 引 等 収 益	146,361	
受 入 為 替 手 数 料	61,980	
そ の 他 の 役 務 収 益	84,381	
そ の 他 業 務 収 益	2,532	
外 国 通 貨 売 買 益	-	
国 債 等 債 券 償 還 益	488	
そ の 他 の 業 務 収 益	2,043	
そ の 他 経 常 収 益	9,531	
株 式 等 売 却 益	-	
そ の 他 の 経 常 収 益	9,531	
経 常 費 用		2,339,308
資 金 調 達 費 用	108,548	
預 金 利 息	100,687	
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	7,797	
当 座 貸 越 利 息	63	
役 務 取 引 等 費 用	118,494	
支 払 為 替 手 数 料	12,280	
そ の 他 の 役 務 費 用	106,213	
そ の 他 業 務 費 用	52,904	
外 国 通 貨 売 買 損	-	
国 債 等 債 券 償 還 損	113	
国 債 等 債 券 償 却	52,750	
そ の 他 の 業 務 費 用	40	
経 費	1,219,051	
人 件 費	805,718	
物 件 費	392,484	
税 金	20,847	

その他経常費用	840,309	
貸倒引当金繰入額	813,952	
貸出金償却	10,965	
その他の経常費用	15,391	
経常利益		△ 543,906
特別利益		2,324
償却債権取立益	2,324	
特別損失		172,203
固定資産処分損	26	
その他特別損失	172,177	
税引前当期純利益		△ 713,785
法人税、住民税及び事業税	2,046	
法人税等調整額	611,433	
法人税等合計		613,479
当期純利益		△ 1,327,265
前期繰越金		74,177
当期未処分剰余金		△ 1,253,088

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純損失金額 226円49銭
3. その他の経常収益には、睡眠預金雑益編入分 6,544千円を含んでおります。
4. その他の特別損失には、平成23年東北地方太平洋沖地震による損失分 172,177千円(固定資産分96,961千円、現金分75,215千円)を計上しております。

剰余金処分計算書

第85期 { 平成22年4月 1日から
平成23年3月31日まで }

気仙沼信用金庫

科 目	金 額
当期未処理損失金	1,253,088,517 円
積立金取崩額	1,300,000,000
特別積立金取崩額	1,300,000,000
剰余金処分額	5,858,090
利益準備金	—
普通出資に対する配当金 (年 2%)	5,858,090
特別積立金	—
次期繰越金	41,053,393

単体自己資本比率

(単位：千円)

項目	当期末	項目	当期末
(自 己 資 本)		他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	837,900
出 資 金	299,880	告示第14条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	-
非累積的永久優先出資	-	告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	590,000
優先出資申込証拠金	-	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	-
資 本 準 備 金	-	内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	-
そ の 他 資 本 剰 余 金	-	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	-
利 益 準 備 金	282,790	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つI/Oストリップス（告示第247条を準用する場合を含む。）	-
特 別 積 立 金	2,707,000	控除項目不算入額(Δ)	837,900
次 期 繰 越 金	41,053	(控 除 項 目) 計 (D)	0
そ の 他	-	自 己 資 本 額 (C)-(D) (E)	3,468,070
処分未済持分(Δ)	30		
自己優先出資(Δ)	-	(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)	
自己優先出資申込証拠金	-	資産(オン・バランス)項目	32,055,090
その他有価証券の評価差損(Δ)	-	オフ・バランス取引等項目	98,535
営業権相当額(Δ)	-	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	3,014,287
のれん相当額(Δ)	-	信用リスク・アセット調整額	-
企業結合により計上される無形固定資産相当額(Δ)	-	オペレーショナル・リスク相当額調整額	-
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(Δ)	-	リスク・アセット等計 (F)	35,167,913
内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(Δ)	-		
[基本的項目] 計 (A)	3,330,694		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	-		
一 般 貸 倒 引 当 金	137,376		
内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額	-		
負債性資本調達手段等	-		
告示第14条第1項第3号に掲げるもの	-		
告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	-		
補完的項目不算入額(Δ)	-		
[補完的項目] 計 (B)	137,376	T i e r 1 比 率 (A/F)	09.47 %
自己資本総額(A)+(B) (C)	3,468,070	自 己 資 本 比 率 (E/F)	09.86 %

- (注) 1. 本表には、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号。本表において「告示」という。）に基づき算出した数値を記載すること。
2. 「単体自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第86条第1項第8号に規定する単体自己資本比率をいう。
3. 「その他有価証券の評価差損(Δ)」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。ただし、平成24年3月の間は、平成20年金融庁告示第79号に基づく特例に従い、当該金額の記載を要しない。なお、特例を考慮しない場合の金額は次のとおり。
- 千円
4. 本表において各種「不算入額(Δ)」を含む項目については、当該項目の構成項目は算入制限・除外規定等適用前の金額(グロス)を記載すること
5. 「企業結合により計上される無形固定資産相当額(Δ)」欄は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限り記載すること。
6. 「内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(Δ)」欄については、事業法人等向けエクスポージャー及び向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金を上回る額が正の値である場合に限り記載すること。
7. 「内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額」欄は、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテラエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額を記載すること。但し、告示第150条第1号に定める額の0.3%を限度とする
8. 「[補完的項目]計(B)」欄には、「自己資本総額(A)+(B)(C)」欄に算入した金額を記載すること。「(控除項目)計(D)」欄には、「(入額(Δ))」欄を除いた金額を記載すること。
9. 補完的項目に算入できる一般貸倒引当金の額は、自己資本比率の算式の分母(内部格付手法採用金庫にあつては、当該分母のうち「信用リスク・の合計額」については、標準的手法を適用する部分につき当該手法により算出した額の合計額とする。)の0.625%を限度とする。
10. 「告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるもの」欄については、累積的な減価後の計数であり、基本的項目の50%を超過している分を含む金額すること。
11. 土地の再評価に関する法律の規定に基づき再評価した対象資産の時価が再評価後の帳簿価額を下回っている場合、その額は、次のとおり。
- 千円
12. 信用リスクに関する記載：(標準的手法採用金庫=1、基礎的内部格付手法採用金庫=2、先進的内部格付手法採用金庫=3)
- 1
13. オペレーショナル・リスクに関する記載：(基礎的手法を使用=1、粗利益配分手法を使用=2、先進的計測手法を使用=3)
- 1

日計表（23年12月末現在）

（資産・負債及び純資産）

資 産				負 債 及 び 純 資 産			
科 目	金 額	金 額	金 額	科 目	金 額	金 額	金 額
現 金	2239961	108	円	預 金	122354	692	165
現 金	2239122	166		当 座 預 金	1881930	407	
(うち小切手・手形)	(59423342)			普 通 預 金	58525883	977	
外 国 通 貨		838942		貯 蓄 預 金	198396644		
預 け 金	64208522	788		通 知 預 金	80000000		
預 け 金	64208522	788		別 段 預 金	349476372		
(うち信金中金預け金)	(57845245258)			納 税 準 備 預 金	19469404		
譲渡性預け金		0		(小計)	61054956804		
買入手形		0		定 期 預 金	57214015711		
コーポレート		0		定 期 積 金	4085719650		
買入先物		0		(小計)	61299735361		
債券貸借取引支払保証金		0		非 居 住 者 円 預 金		0	
買入金銭債権	75918978			外 貨 預 金		0	
金銭の信託	100000000			(小計)		0	
商品有価証券		0		譲 渡 性 預 金		0	
商品国債		0		借 用 金	1000000000		
商品地方債		0		借 入 金	1000000000		
商品政府保証債		0		当 座 借 入 金		0	
その他の商品有価証券		0		再 割 引 手 形		0	
有 価 証 券	29392124470			売 渡 手 形		0	
国 債	4816748148			コーポレート		0	
地 方 債	3961170548			現 先 物 定		0	
短 期 社 債		0		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金		0	
社 債	18566980528			コマーシャル・ペーパー		0	
(公社公債)	(7442332107)			外 国 他 店 為 替		0	
(金融債)	(271000000)			外 国 他 店 借		0	
(その他社債)	(8414648421)			売 渡 外 国 為 替		0	
株 式	18670480			未 払 外 国 為 替		0	
貸付信託		1500000		そ の 他 の 負 債	236025558		
投資信託		0		未 決 済 為 替 借 用	31659457		
外 国 証 券	2027054666			未 払 買 入 費	159586253		
その他の証券		0		給 付 補 て ん 備 金	9330107		
貸 出 金	43658675844			未 払 法 人 税 等	6691900		
(うち金融機関貸付金)	(600000000)			前 受 取 益		0	
割 引 手 形	88427554			未 払 諸 税	2107343		
手形貸付	6892713489			未 払 配 当 金	9482212		
証 書 貸 付	33979286472			未 払 戻 未 済 金		0	
当 座 貸 付	2698248329			払 戻 未 済 持 分		0	
外 国 為 替		0		全 信 不 動 産 未 払 割 賦 金		0	
外 国 他 店 預 け		0		職 員 預 り 金		0	
外 国 他 店 貸		0		先 物 取 引 受 入 証 拠 金		0	
買入外国為替		0		先 物 取 引 差 金 勘 定		0	
取立外国為替		0		借 入 商 品 債 券		0	
そ の 他 の 資 産	905045172			借 入 有 価 証 券		0	
未 決 済 為 替 貸 付	26889556			売 付 商 品 債 券		0	
信 金 中 金 出 資 金	335200000			売 付 債 券		0	
そ の 他 の 出 資 金	3800000			金 融 派 生 商 品		0	
前 払 費 用		0		リ ー ス 債 務		0	
未 取 取 益	227790588			資 産 除 去 債 務		0	
先 物 取 引 差 入 証 拠 金		0		仮 受	17168286		
先 物 取 引 差 金 勘 定		0		そ の 他 の 負 債		0	
保 管 有 価 証 券 等		0		本 支 店 勘 定		0	
金 融 派 生 商 品		0					
仮 払 金	303634028						
そ の 他 の 資 産	7731000						
本 支 店 勘 定		0					

日計表（23年12月末現在）

（資産・負債及び純資産）

資 産				負 債 及 び 純 資 産			
科 目	金 額			科 目	金 額		
有形固定資産	643	158	999	代理業務勘定			0
建物	157	145	424	賞与引当金		31	297,896
土地	411	882	899	役員賞与引当金			0
リース資産		0		退職給付引当金		901	287,870
建設仮勘定		0		役員退職慰労引当金		83	005,000
その他の有形固定資産	74	430	676	その他の引当金		18	161,000
無形固定資産	570	425	6	特別法上の引当金			0
ソフトウェア	208	250	0	繰延税金負債			0
のれん		0		再評価に係る繰延税金負債			0
リース資産		0		債務保証		113	642,323
その他の無形固定資産	362	175	6	負債計	133	738	111,812
繰延税金資産		0		純資産		342	214,093
再評価に係る繰延税金資産		0		出資金		311	370,350
債務保証見返	113	642	323	普通出資金			0
貸倒引当金	△	370	813	優先出資金			0
（うち個別貸倒引当金）	△	357	813	優先出資申込証拠金			0
その他の引当金	△		0	資本剰余金			0
				資本準備金			0
				その他資本剰余金		3030	843,743
				利益準備金		282	790,350
				その他利益剰余金		2748	053,393
				特別積立金		2707	000,000
				繰越金		41	053,393
				処分未済持分			0
				自己優先出資	△		0
				自己優先出資申込証拠金			0
				その他有価証券評価差額金			0
				繰延ヘッジ損益			0
				土地再評価差額金			0
				負債及び純資産計	137	080	325,905
				期中損益		554	638,555
合 計	137	634	864	合 計	137	634	864

店舗数	12店舗
会員数	9,514人
常勤従業員数	124人

平残日計表（23年12月中）

（資産・負債及び純資産）

資 産			負 債 及 び 純 資 産		
科 目	金 額		科 目	金 額	
現 金	2,490,191	579円	預 金	121,660,064	081円
現 金	2,488,899	283	当 座 預 金	1,606,652	537
（うち小切手・手形）	(58,549)	(243)	普 通 預 金	57,939,938	441
外 国 通 貨	1,292	296	貯 蓄 預 金	1,993,766	266
金		0	通 知 預 金		000
預 け 金	64,205,070	665	別 段 預 金	352,444	209
預 け 金	64,205,070	665	納 税 準 備 預 金		197,000
（うち信金中金預け金）	(57,892,439)	(012)	（小計）	60,198,112	041
譲渡性預け金		0	定 期 預 金	57,336,315	874
買 入 手 形		0	定 期 積 金	4,125,636	166
コ ー ル ロ ー ン		0	（小計）	61,461,952	040
買 現 先 勘 定		0	非 居 住 者 円 預 金		0
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		0	外 貨 預 金		0
買 入 金 銭 債 権	759,189	978	（小計）		0
金 銭 の 信 託	1,000,000	000	譲 渡 性 預 金		0
商 品 有 価 証 券		0	借 用 金	10,000,000	000
商 品 国 債		0	借 入 金	10,000,000	000
商 品 地 方 債		0	当 座 借 越		0
商 品 政 府 保 証 債		0	再 割 引 手 形		0
その他の商品有価証券		0	売 渡 手 形		0
有 価 証 券	289,469,855	548	コ ー ル マ ネ ー		0
国 債	4,765,192	316	売 現 先 勘 定		0
地 方 債	3,812,830	970	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金		0
社 債	18,320,837	116	コ マ ー シ ャ ル ・ ベ ー パ ー		0
（ 公 社 公 団 債 ）	(7,254,898)	(373)	外 国 為 替		0
（ 金 融 債 ）	(2,693,225)	(806)	外 国 他 店 預 り		0
（ そ の 他 社 債 ）	(8,372,712)	(937)	外 国 他 店 借 替		0
株 式	18,670	480	売 渡 外 国 為 替		0
貸 付 信 託	1,500	000	未 払 外 国 為 替		0
投 資 信 託		0	そ の 他 の 負 債	228,825	080
外 国 証 券	2,027,054	666	未 決 済 為 替 借 用		263,598
そ の 他 の 証 券		0	未 払 費 用	159,586	253
貸 出 金	43,192,158	467	給 付 補 て ん 備 金		92,531
（うち金融機関貸付金）	(600,000)	(000)	未 払 法 人 税 等	6,691	900
割 引 手 形	83,612	397	前 受 取 益		0
手 形 貸 付	6,611,101	181	未 払 配 当 金	17,228	888
証 書 貸 付	34,000,735	505	未 払 展 未 済 金	9,483	306
当 座 貸 越	2,496,709	384	未 払 展 未 済 持 分		0
外 国 為 替		0	全 信 不 動 産 未 払 割 賦 金		0
外 国 他 店 預 け		0	職 員 預 り		0
外 国 他 店 貸		0	先 物 取 引 受 入 証 拠 金		0
買 入 外 国 為 替		0	先 物 取 引 差 金 勘 定		0
立 外 国 為 替		0	借 入 商 品 債 券		0
そ の 他 の 資 産	881,410	371	借 入 有 価 証 券		0
未 決 済 為 替 貸 金	172,596	523	売 付 商 品 債 券		0
信 金 中 他 出 資 金	335,200	000	売 付 債 券		0
そ の 他 の 出 資 金	380,000	000	金 融 派 生 商 品		0
前 払 費 用		0	リ ー ス 債 務		0
未 取 収 取 益	2,277,790	588	資 産 除 去 債 務		0
先 物 取 引 差 入 証 拠 金		0	仮 受	15,727	801
先 物 取 引 差 金 勘 定		0	そ の 他 の 負 債		0
保 管 有 価 証 券 等		0	本 支 店 勘 定		0
金 融 派 生 商 品		0			
仮 払 金	289,629	160			
そ の 他 の 資 産	773,100	000			
本 支 店 勘 定		0			

平残日計表（23年12月中）

（資産・負債及び純資産）

資 産				負 債 及 び 純 資 産			
科 目	金 額			科 目	金 額		
有形固定資産	640	106	422	代理業務勘定		1821	872
建物	155	190	635	賞与引当金		312	97
土地	411	882	899	役員賞与引当金			0
リース資産		0		退職給付引当金		901	287
建設仮勘定		0		役員退職慰労引当金		83	005
その他の有形固定資産	73	032	888	その他の引当金		18	161
無形固定資産	57	04	256	特別法上の引当金			0
ソフトウェア	20	82	500	繰延税金負債			0
のれん		0		再評価に係る繰延税金負債			0
リース資産		0		債務保証		113	524
その他の無形固定資産	36	21	756	負債	133	037	987
繰延税金資産		0		純資産	33	42	187
再評価に係る繰延税金資産		0		出資	311	343	737
債務保証見返	113	524	602	普通出資金	311	343	737
貸倒引当金	△	370	819	優先出資金			0
（うち個別貸倒引当金）	△	357	813	優先出資申込証拠金			0
その他の引当金	△		0	資本剰余金			0
				その他資本剰余金			0
				利益剰余金	30	30	843
				利益準備金	282	790	850
				その他利益剰余金	27	48	053
				特別積立金	27	07	000
				繰越金	41	053	393
				処分剰余金			0
				処分未済持分	△		0
				自己優先出資	△		0
				自己優先出資申込証拠金			0
				他有価証券評価差額金			0
				繰延ヘッジ損益			0
				土地再評価差額金			0
				負債及び純資産計	136	380	174
				期中損益		561	806
合 計	136	941	981	合 計	136	941	981

日計表 (23年 12月末現在)

(損 益 勘 定)

損 目		失 金 額		利 目		益 金 額					
預 金 積 金 利 息		69	536	311	円	貸 出 金 利 息	814	551	246	円	
預 付 金 利 息		67	291	737		(うち金融機関貸付金利息)		11	526	055	
給付補てん備金繰入		2	344	574		貸 付 金 利 息		811	023	197	
譲渡性預金利息			0			手 形 割 引 料			3	528	049
借 用 金 利 息			0			預 け 金 利 息		199	744	084	
借 入 金 利 息			0			預 け 金 利 息		199	744	084	
当 座 借 入 利 息			0			譲 渡 性 預 け 金 利 息				0	
再 割 引 料			0			買 入 手 形 利 息				0	
売 渡 手 形 利 息			0			コ ー ル ロ ー ン 利 息				0	
コ ー ル マ ネ ー 利 息			0			買 現 先 利 息				0	
売 現 先 利 息			0			債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息				0	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息			0			有 価 証 券 利 息 配 当 金		176	626	504	
コ ー マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー 利 息			0			金 利 ス ヱ ッ プ 受 入 利 息				0	
金 利 ス ヱ ッ プ 支 払 利 息			0			そ の 他 の 受 入 利 息		12	523	258	
そ の 他 の 支 払 利 息			0			(うち買入金銭債権利息)			3	577	090
人 件 費		575	048	134		役 務 取 引 等 取 益		97	700	745	
報 酬 給 付 料 手 当		480	038	861		受 入 為 替 手 数 料		48	828	171	
退 職 給 付 費		38	166	428		そ の 他 の 受 入 手 数 料		48	872	574	
社 会 保 険 料 等		56	842	845		そ の 他 の 役 務 取 引 等 取 益				0	
物 件 費		275	744	462		そ の 他 業 務 取 益		61	30	090	
事 務 費		132	327	012		外 国 為 替 売 買 益				0	
固 定 資 産 費		76	214	103		外 国 通 貨 売 買 益				0	
事 業 費		16	519	594		金 売 買 益				0	
人 事 厚 生 費		9	463	753		商 品 有 価 証 券 売 買 益				0	
預 金 保 険 料		41	220	000		国 債 等 債 券 売 却 益		4	830	259	
有 形 固 定 資 産 償 却			0			国 債 等 債 券 償 還 益				36	501
無 形 固 定 資 産 償 却			0			有 価 証 券 貸 付 料				0	
税 金		10	024	037		金 融 派 生 商 品 取 益				0	
役 務 取 引 等 費 用		78	813	460		雑 益			1	263	230
支 払 為 替 手 数 料		9	996	707		臨 時 取 益		263	679	117	
そ の 他 の 支 払 手 数 料		9	488	130		株 式 等 売 却 益				0	
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用		59	328	823		金 銭 の 信 託 運 用 益				933	434
そ の 他 業 務 費 用		2	022	547		そ の 他 の 臨 時 取 益		262	745	583	
外 国 為 替 売 買 損			0			特 別 利 益			5	899	000
外 国 通 貨 売 買 損			0			固 定 資 産 処 分 益				0	
金 売 買 損			0			負 の の れ ん 発 生 益				0	
商 品 有 価 証 券 売 買 損			0			償 却 債 権 取 立 益				283	000
国 債 等 債 券 売 却 損			0			そ の 他 の 特 別 利 益			5	616	000
国 債 等 債 券 償 還 損			65	679		引 当 金 戻 入 等				0	
国 債 等 債 券 償 却 損			0			一 般 貸 倒 引 当 金 戻 入				0	
有 価 証 券 借 入 料			0			個 別 貸 倒 引 当 金 戻 入				0	
金 融 派 生 商 品 費 用			0			賞 与 引 当 金 戻 入				0	
雑 損			1	956	868	役 員 賞 与 引 当 金 戻 入				0	
臨 時 費 用			7	456	538	役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入				0	
貸 出 金 償 却			0			金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入				0	
株 式 等 売 却 損			0			そ の 他 の 引 当 金 戻 入				0	
株 式 等 償 却			0			目 的 積 立 金 目 的 取 崩 額				0	
金 銭 の 信 託 運 用 損			0			そ の 他				0	
そ の 他 資 産 償 却			0			法 人 税 等 調 整 額				0	
退 職 給 付 費 用			0			利 益 計		1	576	854	044
そ の 他 の 臨 時 費 用			7	456	538						
特 別 損 失			3	570	000						
固 定 資 産 処 分 損 失			0								
減 損 損 失			0								
そ の 他 の 特 別 損 失			3	570	000						
引 当 金 繰 入 等			0								
一 般 貸 倒 引 当 金 繰 入			0								
個 別 貸 倒 引 当 金 繰 入			0								
賞 与 引 当 金 繰 入			0								
役 員 賞 与 引 当 金 繰 入			0								
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入			0								
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入			0								
そ の 他 の 引 当 金 繰 入			0								
そ の 他			0								
法 人 税 等 調 整 額			0								
損 失 計			1	022	315	489					
期 中 損 益			5	54	538	555					
合 計			1	576	854	044					